福岡県公報

平成20年3月31日 第2804号

目 次

告 示 (第553号 - 第579号)

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開	示請求を行うことが	
できる個人情報及び開示の方法の一部改正	(県民情報広報課)	3
公有水面埋立ての竣功の認可	(漁 港 課)	4
土地収用法に基づく土地の立入り	(用 地 課)	5
準都市計画区域における用途地域の指定のない	区域内の建築物に係	
る容積率等を定める区域の指定と数値の決定	(建築指導課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	9
道路の供用の開始	(道路維持課)	9
道路の区域の変更	(道路維持課)	9
道路の供用の開始	(道路維持課)	10
道路の区域の変更	(道路維持課)	10
道路の供用の開始	(道路維持課)	11
保安林の所在場所等	(治 山 課)	11
保安林の所在場所等	(治 山 課)	11
保安林の所在場所等	(治 山 課)	12
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	12
福岡県保健医療計画の変更	(医療指導課)	13
道路の区域の変更	(道路維持課)	19
道路の供用の開始	(道路維持課)	20

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	20	
道路の供用の開始	(道路維持課)	20	
道路の区域の変更	(道路維持課)	20	
道路の供用の開始	(道路維持課)	21	
道路の区域の変更	(道路維持課)	21	
道路の供用の開始	(道路維持課)	22	
道路の区域の変更	(道路維持課)	22	
道路の供用の開始	(道路維持課)	22	
福岡県・福岡県教育委員会・福岡県公安委員会告	示 (第1号)		
福岡県安全・安心まちづくり条例第12条第1項及び第13	条第1項の		
規定に基づく学校等及び通学路等における児童等の安全	確保のため		
の指針 (消	防防災安全課)	23	
福岡県・福岡県公安委員会告示 (第1号 - 第4号)		
福岡県安全・安心まちづくり条例第15条第2項の規定に	基づく犯罪		
の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針			
(消	防防災安全課)	25	
福岡県安全・安心まちづくり条例第16条第2項の規定に	基づく犯罪		
の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針			
(消	防防災安全課)	28	
福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項の規定に	基づく深夜		
営業施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に	関する指針		
(消	防防災安全課)	36	
福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項の規定に	基づく大規		
模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等	に関する指		会局
針 (消	防防災安全課)	40	每週月水金曜日
公告			毎週
準都市計画区域の指定	(都市計画課)	45	Ш
準都市計画区域の指定	(都市計画課)	45	定期発行日
準都市計画区域の指定	(都市計画課)	46	定期
			-

#都市計画区域の指定 (都市計画課) 47	2	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	46
準都市計画区域の指定 (都市計画課) 47 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 48 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 48 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 50 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 本 (教育子文化財の指定 (都市計画課) 51 新 (警察本部会計課) 52 教育委員会 福岡県指定有形文化財の指定 (教育方文化財保護課) 55 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育方文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育方文化財保護課) 55		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	47
#都市計画区域の指定	пΊЪ	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	47
##和市計画区域の指定	4	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	47
#都市計画区域の指定 (都市計画課) 48	∞	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	47
 準都市計画区域の指定 (都市計画課) (48 準都市計画区域の指定 (都市計画課) (49 準都市計画区域の指定 (40 (40 (41 (42 (43 (44 (45 (47 <		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	48
準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 50 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 (都市計画区域の指定) 51 (都市計画程) 51 (都市計画区域の指定) 51 (和市計画区域の指定) 51 (和市計画区域の有定) 51 (和市計画区域の有定) 51 (和市計画区域の有定) 51 (和市計画区域の有定) 51 (和市計画区域の有定) 51 (和市計画区域の有定) 51 (和市計画区域の有		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	48
準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 50 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 海の指土 (都市計画課) 51 海の開発を表計課) 52 海の開発を表計器 52 教育委員会 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 高国県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	48
準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 49 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 50 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (教育方文化財保護課) 52 被育子文化財の指定 (教育方文化財保護課) 55 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育方文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育方文化財保護課) 55		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	49
## #都市計画区域の指定		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	49
#都市計画区域の指定 (都市計画課)		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	49
世報市計画区域の指定 (都市計画課)	쁖	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	49
世部市計画区域の指定 (都市計画課)	11	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	49
世紀 準都市計画区域の指定 (都市計画課)	7	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	50
世 準都市計画区域の指定 (都市計画課)	빤	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	50
準都市計画区域の指定 (都市計画課)	田	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	50
準都市計画区域の指定 (都市計画課)		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	50
準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 52 教育委員会 (教育庁文化財保護課) 54 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55	帽	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	50
単都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 52 教育委員会 (教育庁文化財保護課) 54 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	51
準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 52 教育委員会 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 54 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	51
単都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 準都市計画区域の指定 (都市計画課) 51 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 52 教育委員会 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 54 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) 55	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	準都市計画区域の指定	(都市計画課)	51
- 般競争入札の実施 (警察本部会計課)		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	51
対象のでは、		準都市計画区域の指定	(都市計画課)	51
対	H	一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	52
福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課)55)年3	教育委員会		
福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課)55	成2(福岡県指定有形文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	54
, and the second	H	福岡県指定有形民俗文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	55
福岡県指定史跡の統合及び指定並びに名称等についての記載事項の		福岡県指定天然記念物の指定	(教育庁文化財保護課)	55
		福岡県指定史跡の統合及び指定並びに	名称等についての記載事項の 	

変更	(教育庁)	文化則	才保言	蒦課)	55
福岡県指定史跡の指定の一部解除	(教育庁)	文化則	才保言	蒦課)	56
公安委員会					
福岡県道路交通法施行細則及び交番等の設置	に関する規!	則の-	一部を	ŧ	
改正する規則	(警	察本語	部警科	务課)	56
個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口	設置規程の·	一部で	を改正	E	
する告示	(警	察本語	部警科	务課)	56
海区漁業調整委員会					
筑前海区における一本釣に使用する集魚灯に	係る指示	(漁	政	課)	56
小型定置網の保護に関する指示		(漁	政	課)	57
内水面漁場管理委員会					
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための	の指示	(水)	奎振 卿	興課)	57
ブルーギルの駆除推進水域の指定		(水)	全振	興課)	58
告示					

福岡県告示第553号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 石ヶ崎
- 2 区域の所在地 嘉麻市下山田
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地 番	標注番号
			55番 1	1号から3号まで

			55番 4	4号及び5号
嘉麻	下山田	ウナブシ	74番33	6号、7号、9号及び10号
			74番33地先道路敷	8 号及び11号
			73番地先道路敷	12号

福岡県告示第554号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福 岡県告示第641号飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道 [飯塚市施行] の事業計画の 変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次の ように告示する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 施行者の名称

飯塚市

2 都市計画事業の種類及び名称 飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道

3 事業施行期間 昭和43年9月3日から平成23年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

平成16年福岡県告示第641号の事業地と変更なし。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第555号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及 び開示の方法 (平成17年4月福岡県告示第710号) の一部を次のように改正し、平成20 ∞ 年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

表を次のように改める。

開示の対象となる 試験又は選考	開示の対象と なる個人情報	開示期間	開示場所	開示方法
福岡県職員 (労務職員を 除く。) 採用選考試験	総合ランク (不 合格者に係るも のに限る。)	合否発表日の翌 日から 1 か月間	総務部人事課	閲覧
福岡県職員 (労務職員) 採用選考試験	"	合格発表の日か ら1か月間	"	"
九州歯科大学附属歯科衛 生学院入学者選抜試験	科目別得点及び 総合得点	合格発表の日か ら9日間	九州歯科大学附 属歯科衛生学院	"
調理師試験	11	合否発表の日か ら1か月間	保健医療介護部 健康増進課	"
クリーニング師試験	11	11	保健医療介護部 保健衛生課	"
製菓衛生師試験	"	"	"	"
福岡県ふぐ処理師試験	"	"	"	"
福岡県歯科技工士試験	"	"	保健医療介護部 医療指導課	"
福岡県准看護師試験	"	11	"	"
毒物劇物取扱者試験	11	11	保健医療介護部 薬務課	"
福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点及び 総合得点 (不合 格者に係るもの に限る。)	合否通知を発送 した日の翌日か ら1か月間	保健医療介護部介護保険課	"
技能検定試験	科目別得点	合否発表の日か ら1年間		
職業訓練指導員試験	"	合否発表の日か ら 1 か月間	"	"

福岡県立高等技術専門校 訓練生選考試験	科目別得点及び 総合得点	11	各高等技術専門 校	個人票の 交付
福岡障害者職業能力開発 校入校選考試験	"	"	福岡障害者職業 能力開発校	"
採石業務管理者試験	"	"	商工部工業保安 課	閲覧
砂利採取業務主任者試験	"	"	"	"
農薬指導士認定試験	得点	"	農林水産部農林 水産物安全課	"
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び 総合得点	"	農林水産部畜産 課及び各家畜保 健衛生所	"
狩猟免許試験	科目別得点及び 適性試験の適否	11	各農林事務所	"
福岡県農業大学校入学試 験 (一般)	総合得点	2 次試験合否発 表の日から 1 か 月間	福岡県農業大学校	"

福岡県告示第556号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定に基づき、次のように公 有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 竣功認可年月日

平成20年3月17日

- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (1) 竣功認可を受けた者

志摩町

糸島郡志摩町大字初30番地

(2) 代表者

志摩町長 末﨑 亨

- 3 竣功認可をした埋立区域
- (1) 位置

糸島郡志摩町大字姫島1093番3から1093番に至る地先の公有水面 (姫島漁業区域内)

(2) 区域

ア 区域

次の地点のうち1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線及び1の地点 と4の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 糸島郡志摩町大字姫島1093番内の国家三角点・曽根崎 (4等)

X = +62,63.00 Y = 87,883.31 (以下「基点」という。)

1の地点 基点から338度37分08秒63.03mの地点

2 の地点 1 の地点から38度36分01秒9.47mの地点

3 の地点 2 の地点から131度50分41秒10.58mの地点

4の地点 3の地点から224度11分13秒9.21mの地点

イ 区域

次の各点のうち5の地点から14の地点までを順次直線で結んだ線及び5の地点と14の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

5 の地点 基点から342度32分53秒50.31mの地点

6 の地点 5 の地点から44度29分32秒12.28mの地点

7 の地点 6 の地点から132度08分51秒52.83mの地点

8の地点 7の地点から222度00分42秒6.99mの地点

9 の地点 8 の地点から132度06分00秒28.10 m の地点

10の地点 9の地点から226度59分22秒35.80mの地点

11の地点 10の地点から272度00分11秒4.26mの地点

12の地点 11の地点から 0度06分09秒24.05mの地点

13の地点 12の地点から329度45分58秒27.60mの地点

14の地点 13の地点から324度55分34秒8.61mの地点

(3) 面積

1,828.71平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年7月22日14漁第162号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所 志摩町役場

福岡県告示第557号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第11条第 1 項ただし書の規定による土地立入りの通知があったので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

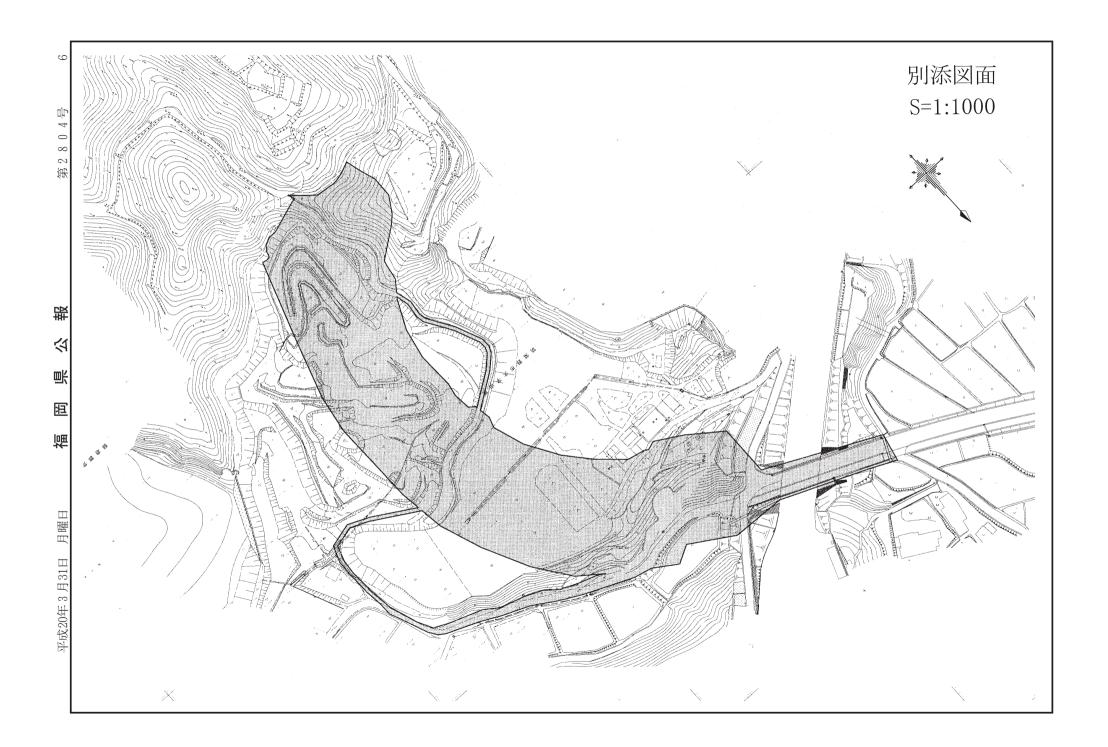
県道筑紫野三輪線道路改築工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

福岡県筑紫野市大字山家3544番、3545番 1、3545番 2、3549番 1、3549番 2、3550番、3551番 1、3551番 2、3552番 1、3552番 2、3553番 1、3553番 2、3554番 1、3554番 2、3555番、3556番、3557番、3558番、3559番、3559番、3560番 1、3560番 2、3561番 1、3561番 2、3588番 1、3588番 2、3589番、3591番 1、3591番 2、3607番 1、3607番 2、3609番、3720番 4、3720番 5、3720番 7、3720番 8、3720番36、3720番37、3720番40、3720番51及び3720番53並びにこれらの土地を含む別添図面で表示した土地の区域

4 立ち入ろうとする期間

平成20年5月8日から平成20年6月21日まで



福岡県告示第558号

建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第52条第1項第6号、第53条第1項第6号並びに第56条第1項第1号及び第2号二の規定に基づき、準都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建ペい率及び建築物の各部分の高さの制限について、当該区域を区分して福岡県都市計画審議会の議を経て定める数値を次のように決定し、平成20年3月31日から施行する。

平成20年3月31日

	指定する区域					
				建築物の高さの制	各部分の 限	
市町村名	区域の範囲	容積率	建ぺい率	法第56条 第1号の 1号の 3項の のの での に数 での 現こく での はく	第1項第2号二の	所管する 土木事務 所名
古賀市	古賀準都市計画区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	<u>20</u> 10	6 10	1.5	2.5	福岡土木 事務所
篠栗町	篠栗準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	

うきは市	うきは準都市計画区域の うち、都市計画法第8条 第1項第1号に規定する 用途地域の指定のない区 域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	久留米土 木事務所
みやま市	みやま準都市計画区域の うち、都市計画法第8条 第1項第1号に規定する 用途地域の指定のない区 域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	柳川土木事務所
大木町	大木準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	
宮若市	宮若準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	直方土木事務所
苅田町	対田準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	6 10	1.5	2.5	行橋土木 事務所
みやこ町	みやこ準都市計画区域の うち、都市計画法第8条 第1項第1号に規定する 用途地域の指定のない区 域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	
朝倉市	朝倉準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	<u>20</u> 10	<u>6</u> 10	1.5	2.5	朝倉土木事務所

八女市	八女準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	20 10	<u>7</u> 10	1.5	2.5	八女土木 事務所	飯塚市	飯塚準都市計画区 ち、都市計画法第 1項第1号に規定 途地域の指定のな の全部
黒木町	黒木準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5		嘉麻市	嘉麻準都市計画区 ち、都市計画法第 1項第1号に規定 途地域の指定のな の全部
立花町	立花準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5		筑紫野市	が 筑紫野準都市計画 うち、都市計画法 第1項第1号に規 用途地域の指定の 域の全部
香春町	香春準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	田川土木 事務所	太宰府市	太宰府準都市計画 うち、都市計画法 第1項第1号に規 用途地域の指定の 域の全部
糸田町	糸田準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5		那珂川町	那珂川準都市計画 うち、都市計画法 第1項第1号に規 用途地域の指定の 域の全部
大任町	大任準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5		豊前市	豊前準都市計画区 ち、都市計画法第 1項第1号に規定 途地域の指定のな の全部
福智町	福智準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5		上毛町	上毛準都市計画区 ち、都市計画法第 1項第1号に規定 途地域の指定のな の全部

飯塚市	飯塚準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	飯塚土木 事務所
嘉麻市	嘉麻準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	
筑紫野市	筑紫野準都市計画区域の うち、都市計画法第8条 第1項第1号に規定する 用途地域の指定のない区 域の全部	<u>20</u> 10	6 10	1.5	2.5	那珂土木事務所
太宰府市	太宰府準都市計画区域の うち、都市計画法第8条 第1項第1号に規定する 用途地域の指定のない区 域の全部	<u>20</u> 10	<u>6</u> 10	1.5	2.5	
那珂川町	那珂川準都市計画区域の うち、都市計画法第8条 第1項第1号に規定する 用途地域の指定のない区 域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	
豊前市	豊前準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	豊前土木事務所
上毛町	上毛準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	

築上町	築城準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	<u>6</u> 10	1.5	2.5	
福津市	福津準都市計画区域のうち、都市計画法第8条第 1項第1号に規定する用 途地域の指定のない区域 の全部	<u>20</u> 10	7 10	1.5	2.5	宗像土木事務所

福岡県告示第559号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	道距種	各の 類	路	線名		変前征	更 <u></u> 参別	X	間	幅 (メー	員 ・トル)	延 (メー	長 ·トル)
		Ē	前	遠賀郡岡垣町大 1155番2先から 同郡同町大字海 4先まで			2.3 ~ 17.0	1	,005.1				
北九州	北九州県道宗像	線	Ē	ń	同上			11.5 ~ 82.0	1	,075.2			
							1	复	同上			11.5 ~ 82.0	1
飯塚	県	道	飯穂	塚波	線	Ē	ń	飯塚市庄司1485 同市相田1095番			13.5 ~ 66.0	1	,140.0

後	同上	13.5	1,140.0
ix.	121	66.0	1,140.0

福岡県告示第560号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間			
飯 塚	飯塚線 想	飯塚市庄司1485番先から 同市相田1095番 2 先まで			

福岡県告示第561号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

土木事務所名	道路の種 類	路線名	変 更 前後別	X	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	小郡市大字松 から 筑紫野市大字 先まで		3.5 ~ 24.2	12,213.4

珇

			久留米。	前	同上	9.0 ~ 59.0	9,950.6
人留米 -	県	道	筑紫野 後	小郡市大字松崎166番1先 から 筑紫野市大字永岡169番1 先まで	3.5 ~ 26.0	12,136.9	
				後	同上	9.0 ~ 59.0	9,420.4
4 5TV4			久留米 45	前	小郡市大保1228番11先から 同市大保1222番4先まで	3.0 ~ 9.2	114.9
久留米 	県	道	小郡	後	同上	7.2 ~ 11.0	114.9
久留米	県	道	富 多線	前	三井郡大刀洗町大字冨多 1345番3先から 同郡同町大字冨多1881番2 先まで	7.4 ~ 11.4	227.0
			大 城 ***	後	同上	10.4 ~ 14.4	227.0

福岡県告示第562号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間			
久留米	久留米 小 郡	小郡市大保1228番11先から 同市大保1222番 4 先まで			
久留米	久留米 小 郡	小郡市三沢4848番 4 先から 同市三沢4860番 2 先まで			

福岡県告示第563号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
却。会	— 般	206 👨	前	朝倉市杷木穂坂321番1先 から 同市杷木穂坂311番1先ま で	11.0 ~ 22.0	87.0
朝倉	国道	386 号	後	朝倉市杷木穂坂324番先から 同市杷木穂坂311番1先まで	8.3 ~ 22.0	93.5
			前	朝倉市中島田1131番先から 同市中島田944番先まで	4.0 ~ 11.0	223.0
朝倉	県 道	殖 木 入 地線 甘 木	前	同上	8.5 ~ 18.5	240.0

後	朝倉市中島田1132番先から 同市中島田826番 2 先まで	11.0	239.0	
		18.5		

福岡県告示第564号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	386 号	朝倉市杷木穂坂324番先から 同市杷木穂坂318番 1 先まで
朝倉	殖 木 入 地線 甘 木	朝倉市中島田1132番先から 同市中島田826番 2 先まで

福岡県告示第565号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

太宰府市三条598の1、1456の1、1463の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 598の1・1456の1・1463の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第566号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷624の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字観音谷624の3 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第567号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川末江字池ヶ迫653・655・659・660・字茅原715・716 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第568号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域 経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年3月14日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 サンキ飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
椿開発株式会社	福岡県飯塚市片島三丁目2番4号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社三喜	千葉県柏市中央町2番8号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成.20年11月15日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2.328㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外	95

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外	67

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外	60

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外	13.59

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社三喜	午前10時	午後9蒔

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 ケ所 福岡県飯塚市椿字コモヲ105番 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

福岡県告示第569号

医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の6の規定に基づき、福岡県保健医療計画 (平成14年福岡県告示第487号) を変更したので、同法第30条の4第12項の規定によりその概要を次のように公示する。

なお、変更に係る計画書は、平成20年4月1日から、福岡県保健医療介護部医療指導課、福岡県が設置する各保健福祉環境事務所並びに北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市が設置する各保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県保健医療計画 (概要)

第1編 県計画

第1章 医療計画に関する基本的事項

1 医療計画策定の趣旨

平成18年度に行われた医療制度改革の基本的考え方は、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を柱としており、その中で医療計画は、安全で質の高い医療を確保するため、医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療を提供する手段として位置づけられています。

県民ひとりひとりが健やかで心豊かに生活できる環境を確保していくためには、今後一層、保健・医療・福祉の各サービスが連携を取りつつ機能を分担し、効率的に提供されていく必要があり、本計画は「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制」を構築していくためのさまざまな方策について、医療提供者、受療者、関係行政機関等が共通の認識のもとに取り組んでいくための指針となるものです。

2 基本理念

福岡県の医療提供体制の確保に関する基本理念は、「全ての県民が生涯を通じて心身ともに健康で生活できるよう、いつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスを受けることができる体制の整備」であり、その推進にあたっては、自主性の原則、包括サービスの原則、信頼関係尊重の原則、効率性の原則、地域特性の原則を基本として取り組みます。

3 医療計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度とし、策定後5年を目処に見直す 予定としています。

第2章 福岡県の保健医療提供体制の基本的な状況

第1節 保健・医療の現況

本県の地勢、人口、出生、死亡、医療施設の現況等です。

第2節 医療関係職種の人材の確保と資質の向上

医療提供体制の確保には、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、その他の医療 従事者などの人材の確保が不可欠であるため、これらの人材の確保と資質の向上 を図っていきます。

平成18年末の医師数は14,063人で全国第4位と全国的には恵まれていますが、 地域や診療科によっては医師の偏在があり、特に産科・産婦人科の医師は減少し ています。加えて女性医師の割合が年々増加しており、産婦人科や小児科でその 割合が高くなっています。産科、産婦人科医師の確保、女性医師が出産・育児後 も現場に復帰するための支援策を重点に取り組みます。

また、患者本位の質の高い医療サービスを実現するためには、時代の要請に応えられる看護職員を質・量ともに確保が必要であり、そのため、引き続いて看護師養成力の確保、離職防止、再就業支援などの看護職員確保対策を総合的に行っていく必要があります。

第3節 保健医療圏の設定と基準病床数

1 保健医療圏の設定

(1) 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、高度あるいは特殊な医療を除く一般の保健医療サービスを県民に提供する圏域であり、医療法第30条の4第2項第10号に基づき、主として病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域として設定するもので、この圏域ごとに療養病床及び一般病床を合わせた基準病床数を設定します。

今計画における本県の二次保健医療圏は13圏域とします。

福岡県の二次保健医療圏

医療圏	構 成 市 郡
福岡・糸島	福岡市、前原市、糸島郡 (二丈町、志摩町)
粕屋	古賀市、糟屋郡 (宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久 山町、 粕屋町)
宗像	宗像市、福津市
筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡 (那珂川町)

+5.4	40 A 2 40 A 70 (45 W - 7 - 15 L L L L
朝倉	朝倉市、朝倉郡 (筑前町、東峰村)
久留米	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡 (大刀洗町)、三 潴郡 (大木町)
八女・筑後	八女市、筑後市、八女郡 (黒木町、立花町、広川町、矢部村、星 野村)
有明	大牟田市、柳川市、みやま市
飯塚	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 (桂川町)
直方・鞍手	直方市、宮若市、鞍手郡 (小竹町、鞍手町)
田川	田川市、田川郡 (香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)
北九州	北九州市、中間市、遠賀郡 (芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)
京築	行橋市、豊前市、京都都 (苅田町、みやこ町)、築上郡 (吉富町、 上毛町、築上町)

(2) 三次保健医療圏

三次保健医療圏は、医療法第30条の4第2項第11号に基づく区域で、特殊な診断又は治療を必要とする医療を提供する病床を整備するための圏域であり、本県における三次保健医療圏域は全県域とします。

なお、精神病床、結核病床及び感染症病床については、この三次保健医療 圏域 (全県域) を単位として定めます。

2 基準病床数

基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を図ることを目的として、 医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき定めるものです。

福岡県の基準病床数及び既存病床数

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数 (平成19年 8 月 1 日現在)
	福岡・糸島	15,618	18,823
	粕屋	2,979	3,346
	宗像	1,369	1,598
	筑紫	3,247	3,730

ı			
	朝倉	538	1,167
	久留米	6,047	7,281
療養病床及び	八女・筑後	1,523	1,919
一般病床	有明	2,533	4,140
	飯塚	1,826	3,062
	直方・鞍手	767	1,303
	田川	806	1,397
	北九州	12,810	16,566
	京築	1,575	1,992
	計	51,638	66,324
精神病床	全県	19,130	21,720
結 核 病 床	全県	173	526
感染症病床	全県	66	56

この表に掲げる療養及び一般病床の基準病床数の算定には、療養病床から介護施設への転換目標数を考慮していないため、介護保険事業支援計画 (平成20年度中に策定予定) が公表された後に、基準病床数を再度公示する予定です。

第3章 住民・患者の立場に立った医療提供体制の構築

第1節 医療機関の機能分化・連携の促進

1 プライマリ・ケアの充実とその中心的役割を担うかかりつけ医

住民に一番身近な医療機関が、健康管理・相談や初期診療など日常的な保健 医療サービスの他、患者の病態に応じた専門的医療機関等への紹介、さらには 、専門的医療機関での治療の後の在宅での療養管理などを行うプライマリ・ケ アは、地域に密着した継続的かつ包括的な医療の基本となるものです。

プライマリ・ケアの中心的役割を担うかかりつけ医 (歯科医・薬剤師) は、 高齢化の進展に伴い、ますます重要になってくることから、かかりつけ医 (歯科医、薬剤師) の普及啓発を促進します。

2 医療機関の連携と共同利用の促進

県民の医療に対する様々なニーズに対応するためには、医療資源を有効に活

用し、医療機関相互の機能分担及び業務の連携を図り、効率的な医療連携体制 を確立していくことが求められます。病院、診療所の機能分化を推進し、地域 医療支援病院の整備等に努めていきます。

3 地域連携クリティカルパスの普及

患者が安心して治療を受けることができ、同時に切れ目のない医療サービスの提供が期待できる地域連携クリティカルパス (地域連携診療計画) の導入・ 普及を図っていきます。

第2節 在宅医療(終末期医療を含む。)の推進

- (1) 医療機関の外来診療を受けることができなくなっても、本人や家族が希望すれば住み慣れた場所で療養生活を継続したいというニーズを実現するためには、自宅や居住系施設などの居宅においても訪問診療等の在宅医療サービスが提供され、また看取りまでも視野に入れた24時間連絡体制に支えられた医療提供体制を整備することが課題です。
- (2) 在宅医療に関する情報提供の推進、相談窓口の設置など、住民の在宅医療へのアクセスを支援します。
- (3) 病院、診療所、訪問看護ステーション、介護事業所などからなる在宅医療を担う関係機関の協議の場を設け、地域在宅医療ネットワークの構築について検討します。
- (4) 在宅緩和ケアや在宅での看取りに対応できるよう、医療従事者の研修や24 時間対応可能な訪問看護ステーションの育成と拡充を図ります。
- (5) 在宅で医療を受ける患者数の30%増を目標とします。

第3節 事業ごとの医療連携体制の構築

1 がん

- (1) 予防、標準的治療、集学的治療、在宅医療支援機能別にがんの医療体制を示します。
- (2) がん診療連携拠点病院を充実強化、がん登録、緩和ケアの推進を図っていきます。
- (3) 相談支援及び情報提供並びに予防及び早期発見の推進を図ります。
- (4) 予防、在宅医療については二次保健医療圏で、専門的治療に関する医療連

携体制は県内4ブロック単位で行っていきます。

(5) 目標の設定 (5年後) は、がん検診受診率50%以上、年齢調整死亡率20%以上減 (10年後)等とします。

2 脳卒中

- (1) 予防、急性期、回復期、維持期 (在宅療養支援機能) 別に脳卒中の医療体制を示します。
- (2) 地域連携クリィティカルパスを活用するなど、急性期から在宅療養に関わる複数の医療機関における患者情報の共有化を支援します。
- (3) 健診、保健指導実施率の向上に向けた保険者への支援や、市町村、関係団体と連携した健康づくりを行います。
- (4) 二次保健医療圏単位で連携体制を築き、専門的な医療の体制が整っていない医療圏は近接する医療圏で補っていきます。
- (5) 目標の設定 (5年後) は、年齢調整死亡率及び年齢調整受療率 10%以上減、特定健診実施率70%以上等とします。

3 急性心筋梗塞

- (1) 予防、急性期、回復期、再発予防別に急性心筋梗塞の医療体制を示します。
- (2) 医療機関と消防機関との連携により、病院前救護体制を充実します。
- (3) 健診、保健指導実施率の向上に向けた保険者への支援や、市町村、関係団体と連携した健康づくりを行います。
- (4) 二次保健医療圏単位で連携体制を築き、専門的な医療の体制が整っていない医療圏は近接する医療圏で補っていきます。
- (5) 目標の設定 (5年後) は年齢調整死亡率及び年齢調整受療率10%以上減、特定健診実施率70%以上等とします。

4 糖尿病

- (1) 予防、初期・安定期治療、専門治療、慢性合併症治療別に糖尿病の医療体制を示します。
- (2) 健診後の初期診療体制の充実やかかりつけ医と専門医、合併症治療医との連携の促進を図ります。

- (3) 健診、保健指導実施率の向上に向けた保険者への支援や市町村、関係団体と連携した健康づくりを行います。
- (4) 二次保健医療圏単位で連携体制を築いていきます。
- (5) 目標の設定 (5年後) は糖尿病有病者及び糖尿病予備群推定数10%以上減、特定健診実施率70%以上等とします。

5 救急医療

- (1) 初期救急医療 (地区医師会単位)、二次救急医療 (二次保健医療圏単位)、三次救急医療 (県内4ブロック単位) それぞれで、救急医療体制の確保・ 充実を図ります。
- (2) 救命救急センターで、救命医療を的確に確保できるよう、専任医師、専任 看護師の充実や、施設・設備の整備を図り、24時間診療体制の一層の充実を 進めます。
- (3) A E D による救急蘇生法の普及啓発やメディカルコントロール協議会の機能強化による病院前救護体制の充実を図っていきます。
- (4) ドクターヘリの効果の検証と、更なる運用体制の充実を図ります。
- (5) 目標の設定 (5年後) は、救命救急センターの数を8か所から10か所程度に増やすこととします。

6 災害医療

- (1) 災害時の医療は県内4ブロックごとに確保し、地域災害拠点病院の新たな指定による地域医療救護体制の強化に努めます。
- (2) 病院防災マニュアルの整備促進と病院レベルでの災害医療体制の充実・強化に努めます。
- (3) 広域災害救急医療情報システムの入力訓練を定期的に実施し、入力体制の 強化と関係機関による活用促進に努めます。
- (4) 医療従事者にトリアージなど災害医療に関する知識の普及や技術の定着を図ります。
- (5) 災害現場で救急医療活動を行う福岡県災害派遣医療チーム (福岡県 DMAT) を整備していきます。
- (6) 目標の設定 (5年後) は、地域災害拠点病院のない二次保健医療圏の数を

17

7 か所から 4 か所程度に減らすこと、DMAT 研修受講者数を60人から135人 程度にすることとします。

7 へき地医療

- (1) へき地医療拠点病院の無医地区への巡回診療、へき地診療所への代診医派遣により、へき地医療を確保していきます。
- (2) 離島及び無医地区を有する市町村に、へき地診療所、患者輸送車の整備を促すとともに、保健師の訪問指導等により疾病予防を図ります。
- (3) ヘリコプターを活用した搬送体制を整備します。
- (4) 目標の設定 (5年後) は、代診医を派遣するへき地拠点病院の数を2か所から4か所程度に増やすこととします。

8 周産期医療

- (1) 県内4ブロックそれぞれで、周産期母子医療センターの新たな指定、NICU (新生児集中治療管理室)、MFICU (母体・胎児集中治療管理室)の増床、 医師の確保などにより、高度周産期医療の体制を拡充していきます。
- (2) 高度医療機関相互のネットワークの強化を図ります。
- (3) 通常分娩を担う医療機関とハイリスク分娩を担う高度医療機関の機能分担と連携の推進を図ります。
- (4) 周産期医療を担う医師の勤務環境の改善を促進します。
- (5) 目標の設定 (5年後) は、県内の NICU 病床の数を129床から150床に増やすこととします。
- 9 小児医療 (小児救急医療を含む。)
- (1) 休日夜間急患センターの機能の維持を働きかけていきます。
- (2) 小児救急医療電話相談について、相談時間の延長、相談体制のあり方について関係機関と協議を進めていきます。
- (3) 小児救急医療圏については、県内4ブロックごとに入院治療を必要とする 小児救急患者への医療提供体制を確保していくとともに、二次保健医療圏単 位でも、小児の中核病院と地元開業小児科医の連携など、地域の実情に応じ た休日・夜間の診療体制の整備を図っていきます。
- (4) 小児医療提供体制の重点化の考え方に基づいた体制整備に向けて、関係機

関との協議を進めていきます。

(5) 目標の設定 (5年後) は、小児の二次救急医療体制が整備された二次保健 医療圏の数を6か所から8か所に、小児救急ハンドブック延配布数を23万部 から46万部に増やすこととします。

第4節 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

1 精神保健医療対策

入院患者の早期退院を促進するため、患者の病態に応じた精神病床の機能分 化を進めます。

また、重度の症状を有する精神科急性期患者に対し中核的なセンター機能を持つ病院の整備、病院間の転院システムの整備などを検討します。

精神障害者の社会復帰の受け皿整備のため、グループホーム、ケアホームの整備を含め、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、地域において精神障害者を支えるシステムづくりを進めます。

自殺対策として、自殺防止のための精神疾患に対する正しい知識の普及、偏 見解消の啓発、一般医師へのうつ病研修、相談窓口の整備、拡充に努めます。

2 結核・感染症対策

福岡県感染症予防計画に基づき、迅速かつ適正な対応を講じる体制を整備するとともに、発生動向調査により、平時から感染症の予防、まん延の防止を図ります。

結核予防の正しい知識の普及啓発を図るとともに、集団感染防止のため、学校等施設での感染防止対策について、健康管理全体を含めた見直しや強化を図ります。

エイズ対策については、正しい知識の普及啓発、保健所における無料・匿名のエイズ検査実施、エイズ拠点病院を中心とした医療体制の整備を進めます。

肝炎対策については、医療機関における肝炎ウイルス検査、保健所における B型肝炎ウイルス無料検査の実施、インターフェロン治療費の一部助成により 一層の充実を図ります。

3 臓器移植等対策

移植医療への理解を深めるため、臓器移植提供意思表示カードの携帯促進、

健康保険証への臓器提供意思表示シールの貼付など普及啓発を図るとともに、 関係機関の連携体制づくりを促進します。

骨髄バンク事業への県民の理解を深め、ドナー登録拡大を図るために普及啓 発活動を推進します。

4 難治性疾患対策

在宅療養中の重症神経難病患者を支援するため、緊急時の受け入れ体制の整備を図るとともに、保健所と難病相談・支援センターの連携強化を図るなど、 福岡県難病医療連絡協議会の機能強化に努めます。

5 歯科保健対策

地域性を考慮したライフステージごとの歯科保健事業マニュアルの作成を行い、予防歯科医療体制の充実を図ります。

8020運動を推進し、県民に対して歯と口腔衛生の普及啓発を図り、生涯 を通じた健康づくりを進めます。

6 血液確保対策

400ml献血、成分献血を中心とした献血制度の推進、若年層を対象とした献 血思想の普及啓発、複数回献血者の登録制度の拡大を図ります。

また、医療機関での血液製剤の適正使用推進を図ります。

7 医薬関係

医薬品の相互作用や重複投与のチェックが行えるかかりつけ薬局を中心とした面分業の充実を図ると主に、各薬局の機能情報について積極的な収集、公表を行います。

薬局及び薬剤師の資質向上並びに患者サービスの向上を図ります。

医薬品の適正使用を推進するため、県民の医薬品に対する正しい知識の普及 と意識の高揚を図ります。

福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品に係る認識共有、普及促進を図るほか、県民に対してもジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及を行います。

県内治験体制の強化・整備、治験ネットワーク組織の連携を図るなど、県内 における治験の活性化を進めます。

第5節 医療安全への取組

医療に係る安全管理対策について、医療機関への指導を通じて、医療機関の主体的な取組を推進します。また、医療安全の確保・推進のため、医療従事者に対する研修機会を定期的に提供していきます。

医療相談支援センター夜保健所では、多様化する医療相談に対応していくため 、研修等により医療相談員の資質向上を図ります。

各医療機関での患者への積極的な診療情報の提供やセカンドオピニオンへの協力、インフォームドコンセントの実践について関係団体と連携して推進します。

第6節 医療情報システムの整備充実

ふくおか医療情報ネットを通じて、各医療機関の医療機能情報、第3節に掲げた4疾病に対応する医療機関の情報を提供していきます。

第4章 医療計画の推進と評価

医療計画推進のための取組及び目標については、医療審議会医療計画部会において評価・検討し、その結果を次期計画の見直しに反映させていきます。

第5章 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組

第1節 保健・医療・介護(福祉)の連携

1 健康づくり運動の推進

「いきいき健康ふくおか21」 (健康増進計画) に基づき、県民の健康づく りを推進していきます。

2 高齢者保健福祉対策

「福岡県高齢者保健福祉計画」に基づき、介護サービスの質の向上に努めていきます。

3 障害者保健福祉対策

「福岡県障害福祉計画」に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行、 精神障害者の社会復帰の取組、保健・医療サービスの充実、障害の原因となる 疾病等の予防・早期治療、障害児の早期療育サービスの充実に努めます。

4 母子保健対策

「出会い・子育で応援プラン」に基づき、次世代を育む女性の健康支援、不 妊治療対策、妊娠・出産に関する母子への支援、乳幼児の安らかな発達の推進

19

と育児不安の軽減、未熟児・多胎児対策の充実を進めます。

第2節 保健所の機能強化

保健所は、今後とも県民生活支援の地域拠点として、総合相談機能や県民への情報提供機能を発揮していくほか、医療計画推進のため、所管区域の医療に関する情報の収集・管理・分析、在宅医療を進める上での関係機関の調整、健康危機管理の拠点機能が期待されます。

第3節 健康危機管理対策の推進

1 健康危機管理体制

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、自然災害その他の原因により生じる生命 及び健康の安全を脅かす事態 (健康危機) に対応するため、関係機関の連絡体 制の確立、健康危機管理事例の情報収集・分析など健康危機管理体制の整備及 び関係機関の相互連携体制の強化を図ります。

2 医薬品等の安全対策

医薬品等の適正使用について一般消費者への啓発を図るとともに、薬事監視 員による検査の一層の充実を図ります。

県民に対し、いわゆる健康食品についての知識の普及啓発を図るほか、違法 に医薬品成分が含まれている可能性のある製品については、積極的に情報を収 集し、県民にも公表していきます。また不当な広告に対する監視指導を強化し ます。

第2編 二次保健医療圏別の保健医療の現状と課題

13の二次保健医療圏別に疾病状況、医療資源、医療従事者に関するデータを掲載したほか、主要な医療機関の位置、救急医療、小児医療、周産期医療、在宅医療の提供体制などについて記載しています。

福岡県告示第570号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

土木事 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	糟屋郡須恵町大字植木1117 番1先から 同郡粕屋町大字大隈108番 7先まで	5.6 ~ 50.6	1,985.0		
福岡	県 道	筑紫野線古賀	前	同上	20.6 ~ 52.6	1,985.0
			後	同上	20.6 ~ 52.6	1,985.0
福岡県道福岡線		前	古賀市川原999番2先から 同市青柳866番1先まで	4.9 ~ 28.5	1,009.0	
	数	前	同上	13.0 ~ 40.0	1,162.0	
	後。同上	同上	13.0 ~ 40.0	1,162.0		
福岡県道清滝線		前	先から 同市天神 1 丁目915番 4 先	6.1 ~ 15.1	408.0	
		8.3 ~ 29.0	1,244.0			
			後	同上	8.3 ~ 24.6	1,244.0

福岡県告示第571号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	│ 路線名	供 用 開 始 の 区 間		
福區	495 号	古賀市花見東 1 丁目1866番115先から 同市花見東 1 丁目1860番 1 先まで		
福區	495 号	糟屋郡新宮町下府2丁目479番1先から 同郡同町美咲1丁目567番1先まで		
福區	飯塚線大野城	糟屋郡須惠町大字佐谷1066番1先から 同郡宇美町大字宇美2890番1先まで		
福區	町川原 線 岡	古賀市大字青柳1698番 2 先から 同市大字青柳1699番 2 先まで		

福岡県告示第572号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、平成18年7月福岡県告示第1350号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道 (福岡市施行) の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月福岡県告示第191号は、取り消す。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年7月福岡県告示第1350号の事業地のうち次の地内において事業地を変更 する。

同市 博多区 大字立花寺の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第573号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間		
八女	船小屋 八 女	筑後市大字溝口527番 2 先から 同市大字溝口532番 9 先まで		

福岡県告示第574号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

	1
Щ	_
_	_
٢	
5	
c	c
出る出出	1
-	1

	大事 近名	道距種	路の 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延長(メートル)	備考
					前	筑後市大字中折地 254番7先から 同市大字富久119 番1先まで	2.7 ~ 10.7	2,285.4	
					瀬高	前	同上	13.9 ~ 38.0	2,450.4
八	、女 県 道	道	久留米	後	同上	2.9 ~ 38.0	2,231.6	うち県道 水田大川 線重用延 長 140.0 メートル	
					後	同上	13.9 ~ 38.0	2,450.4	うち県道 柳川筑後 線重用延 長 215.4 メートル
八	女県道	旦 语	·百	柳川線	前	筑後市大字馬間田 979番1先から 同市大字中折地261 番1先まで	12.7 ~ 38.9	1,545.0	
				- 州	後	同上	12.7 ~ 38.9	1,545.0	

福岡県告示第575号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供 する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八女	柳川線筑後	筑後市大字馬間田337番先から 同市大字中折地377番 1 先まで

福岡県告示第576号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供 する。

平成20年3月31日

	:木事 8所名	٠ ا	道 種	各の類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
杉	ן ק		県	道	飯	江線	前	みやま市山川町河原内239 番3先から 同市瀬高町本吉607番1先 まで	3.1 ~ 12.8	190.0
					長	田	後	同上	9.0 ~ 14.1	190.0
							前	三潴郡大木町大字蛭池412 番2先から 大川市大字大橋271番1先 まで	5.9 ~ 26.0	5,985.9
板	ן, ק		一国	般道	442	号	前	三潴郡大木町大字福士1026 番先から 大川市大字大橋271番1先 まで	25.0 ~ 43.0	6,680.0

後	三潴郡大木町大字蛭池412番2先から 大川市大字大橋271番1先まで	5.9 ~ 26.0	5,985.9
後	三潴郡大木町大字福士1026 番先から 大川市大字大橋271番1先 まで	25.0 ~ 66.3	6,680.0

福岡県告示第577号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間			
柳川	442 号	大川市大字本木室314番 2 先から 同市大字大橋253番先まで			
柳川	442 号	三潴郡大木町大字蛭池1254番先から 同郡同町大字横溝1461番 2 先まで			

福岡県告示第578号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土オ務所	大事 斤名	道距種	各の類	路	線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)						
						前	鞍手郡鞍手町大字新北1040 番1先から 同郡同町大字八尋1403番1 先まで	16.5 ~ 26.0	345.0						
直	方	県	道	直宗	2年	前	同上	9.0 ~ 38.0	350.2						
											後	同上	16.5 ~ 42.5	345.0	
±	+		.e	П			V.			宮	田。	前	宮若市本城1592番33先から 同市本城1592番48先まで	8.8 ~ 18.5	194.0
直		万	県道 遠	県 道	道	遠		後	同上	11.3 ~ 43.5	183.5				

福岡県告示第579号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

土ス務所		路	線名	í	供 用 開 始 の 区 間
直	方	直宗	方線	į	鞍手郡鞍手町大字新北1040番1先から 同郡同町大字八尋1403番1先まで
直	方	宮遠	田線賀	į	宮若市本城1592番33先から 同市本城1592番48先まで

福岡県・福岡県教育委員会・福岡県公安委員会

福岡県

福岡県教育委員会告示第1号

福岡県公安委員会

福岡県安全・安心まちづくり条例 (平成19年福岡県条例第70号) 第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、学校等及び通学路等における児童等の安全確保のための指針を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡 福 岡 県 教 育 委 員 会 福 岡 県 公 安 委 員 会

学校等及び通学路等における児童等の安全確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡県安全・安心まちづくり条例第12条第1項及び第13条第1項の 規定に基づき、学校等及び通学路等における防犯上の方策について配慮すべき事項 を示すことにより、児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

- 2 基本的な考え方
- (1) 指針の適用

この指針は、学校等における児童等の安全確保に関するものにあっては学校等を設置し、又は管理する者に対して、通学路等における児童等の安全確保に関するものにあっては学校等の管理者、児童等の保護者、通学路等の管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長に対して、学校等及び通学路等における児童等の安全確保の措置を行うに当たって配慮すべき事項を示すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、児童等の発達段階、地域の実情等を考慮して適用するものとする。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すも

のとする。

3 防犯の基本原則

学校等及び通学路等における児童等の安全を確保するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、学校等の設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保 (監視性の確保)

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目に自然に届くような環境を作ることにより犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

(2) 防犯意識の向上 (領域性の強化)

学校等の管理者等の防犯意識の向上を図り、学校等及び通学路等における環境 の維持管理を行うことによって、犯罪の防止に配慮した領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

学校等の配置計画や動線計画の工夫等により、犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内等への接近や侵入を防ぐ。

(4) 部材や設備等の強化 (被害対象の強化)

犯罪企図者が学校等の敷地内に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、犯罪企図者の犯行を断念させ、被害を回避する。

第2 具体的な方策

- 1 学校等における児童等の安全確保
- (1) 不審者の侵入防止対策の強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者 (以下「不審者」という。) の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ア 来訪者を入り口・受付に誘導する立て札・看板を設置すること。
- イ 来訪者にリボンや名札等の着用を要請すること。
- ウ 来訪者に対し声かけを行うこと。
- エ 学校等の施設開放を行う場合は、開放部分と非開放部分とを明確に示すこと
- オ 駐車場、自転車置場及び隣接建物等からの侵入防止対策を行うこと。
- カ 植栽に当たっては、樹種の選定、配置、せんてい等により、周囲からの見通

23

しを確保すること。

- キ 不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応等を可能にするよう、職員室 、事務室等を配置すること。
- ク 不審者の侵入を防ぐための防犯設備 (警報装置 (警報ベル、ブザー等)、通 報機器 (校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム)等)を設 置すること。
- (2) 設備・機器等の維持管理

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような設備・機器等の維持管理に努めるものとする。

- ア 校門、囲障、窓、出入口、錠
- イ 警報装置、通報機器、照明設備等
- (3) 児童等に対する安全教育の充実

児童等が犯罪の被害に遭わないための知識及び技能を習得し、かつ、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、学校等への不審者侵入を想定した防犯教室・避難訓練の実施に努めるものとする。

(4) 保護者、地域防犯活動団体、警察等との連携による取組

学校等における児童等の安全を確保するため、保護者、地域防犯活動団体、警察等と連携し、次に掲げる取組の実施に努めるものとする。

- ア 日頃から警察・消防やPTA、地域防犯活動団体と連携して、不審者や事件 ・事故等の情報の速やかな把握と連絡ができる体制を整備すること。
- イ 不審者や事件・事故等の情報がある場合、PTAや地域防犯活動団体に学校 内外の見回り活動等を要請すること。

なお、緊急時には、保護者等の協力を求め、集団登下校や保護者による送迎 を実施すること。

(5) 管理体制の整備

学校等における安全対策を推進するため、次に掲げる管理体制の整備に努める ものとする。

ア 日頃から児童等の安全確保について職員会議等において、職員間の情報交換

- 、意見交換を密に行うことにより共通理解を深め、教職員一人一人の危機管理意識の向上を図ること。
- イ 校外学習や学校行事においては、現地の状況を十分に確認し、児童等の安全 を確保するため、事前に綿密な計画を立てること。
- (6) 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等に備え、次に掲げる事項について危機管理マニュアルを作成し、同マニュアルに基づき緊急時に備えた体制の整備に努めるものとする。

- ア 危機管理に関する学校の方針
- イ 日常の安全対策
 - ・緊急時に備えた職員による安全確保の訓練
 - ・緊急時に速やかに避難できるための避難経路や施錠システム
 - ・安全確保についての警察署、消防署等への通報体制の構築
 - ・近接する学校等との情報交換体制の整備
- ・さすまたや盾等、安全確保のための器具の整備
- ウ 緊急事態発生時の対応
- ・対応手順、役割分担、関係機関の電話番号、通報文例等の明示
- エ 事件・事故の事後対応
 - ・教育活動再開、心のケアその他の必要な事項
- オ 再発防止に関する対応
 - ・事件・事故の検証体制
- 2 通学路等における児童等の安全確保
- (1) 通学路の設定等

犯罪の被害、交通事情等に配慮し、教育委員会等の関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路の設定に努めるものとする。なお、必要がある場合は、通学路の変更等の措置を講ずるものとする。

(2) 通学路等における安全な環境の整備等

通学路等においては、次に掲げる事項により、安全な環境の整備等に努めるも

25

のとする。

ア 防犯灯等の整備

防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度(注2)を確保すること。

イ 見通しの確保

周囲からの見通しを確保するようにすること。死角となる箇所が生じる場合は、死角を解消するためのミラー等の設備により見通しの確保を行うこと。

ウ 歩車道の分離

道路については、可能な限り、歩道と車道の分離を行うこと。

エ 緊急時における児童等の避難場所の設置 地域住民等の協力を得て、通学路等の周辺に「子ども110番の家」等の緊 急時における児童等が避難できる場所を設けること。

オ 通報装置の設置

地下道等の児童等の安全確保上特に注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置を設けること。

(3) 児童等に対する安全教育の充実

児童等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識及び技能を習得し、かつ、様々な危険を予測し、回避できる能力を育成するため、次に掲げる事項を児童等へ指導するほか、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで安全マップを作成するなど、地域における指導の充実に努めるものとする

- ア 登下校時等に、緊急の事態が発生した場合の具体的な対処方法 (大声を出す、逃げる等)を身に付けること。
- イ 設定された通学路を通って登下校すること
- ウ 遊びに行く場合には、行き先、一緒に遊ぶ人、帰宅予定時刻等を保護者等に 告げること。
- エ 危険な場所には近寄らないようにすること。
- オー人では遊ばないようにすること。
- カ 可能な限り複数名により、登下校すること。
- キ 通学路等周辺の注意を払うべき場所及び交番、「子ども110番の家」、コ

ンビニエンスストア等の避難場所となる場所の周知を図ること。

(4) 地域における関係機関との連携に関する取組

児童等の安全を確保するため、学校等の管理者、児童等の保護者、通学路等の 管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は連携して、 次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- ア 不審者や事件・事故等の情報が関係機関等に速やかに連絡される体制を整備 すること。
- イ 「声かけ運動」、「見守り活動」等の取組を行うこと。
- ウ 人通りの少ない場所や死角がある場所を点検すること。
- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「平均水平面照度」のうち、「平均」とは、ある面積について照度の低いところから高いところまでの全測定点を加算し単純計算した値をいい、「水平面」とは、床面又は地面における照度をいう。したがって、「平均水平面照度」とは、「床面又は地面において、ある一定面積についての全測定点を加算し単純計算した値」のこととなる。

福岡県・福岡県公安委員会

福 岡 県

告示第 1 号福岡県公安委員会

福岡県安全・安心まちづくり条例 (平成19年福岡県条例第70号) 第15条第2項の規定 に基づき、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡

福岡県公安委員会

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

田

この指針は、福岡県安全・安心まちづくり条例第15条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した 道路等の構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の 整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、計画上の 制約、管理体制の整備状況、施設の利用状況、住民の要望等を考慮して、適用す るものとする。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について配慮し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保 (監視性の確保)

多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

- (2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上 (領域性の強化) 住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを 形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発化することにより、犯罪の起きにく い領域を確保する。
- (3) 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御) 犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の 機会を減少させる。

第2 具体的な方策

1 道路の構造、設備等

(1) 歩道及び車道

道路の整備に当たっては、その構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵 、植栽、縁石等により、歩道及び車道を分離することを基本とすること。

(2) 丁作物

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保すること。

なお、植栽は、道路空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木を伐採し、又はせんていすることのないよう留意すること。

(3) 昭明設備

- ア 周辺の状況、利用形態等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ 、照明設備により、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上 の平均水平面照度(注2)を確保すること。
- イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないよう、適 官点検すること。

(4) 地下道等

- ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、通行人等の安全を確保するために必要な照度 (注3) を確保するとともに、防犯ベル (注4) 、緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置すること。
- イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等 を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行うこと。
- ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

2 公園の構造、設備等

(1) 公園の配置

公園 (特定の目的のために設置する公園を除く。) を新設する場合は、住宅及 び道路等からの見通しが確保できる位置に配置することが望ましい。

(2) 地域住民等との連携

公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とするとともに、公園の周辺における地域住民等による「子ども110番の家」その他の非常時の避難場所・通報場所の確保など、公園利用者の防犯対策に配慮する

27

こと。

(3) 植栽

樹種の選定、配置、せんてい等により、周囲からの見通しを確保すること。

(4) 遊具等

遊具その他の公園施設については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

- (5) 照明設備
 - ア 夜間の通行又は利用が想定される場所においては人の行動を視認できるよう 、光害及び周辺環境等に配慮しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度 を確保すること。
 - イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないよう、適 官点検すること。
- (6) 公衆便所
 - ア 公衆便所については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。
 - イ 夜間に利用できる公衆便所においては、建物の入口付近及び内部において、 夜間においての人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均 水平面照度を確保すること。
 - ウ 公衆便所には、必要に応じて防犯ベル、回転灯を設置すること。
- (7) その他
 - ア 防犯上、特に必要のある公園については、公園内に緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置すること。
 - イ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがない よう、定期的に点検すること。
 - ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。
- 3 自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等
- (1) 配置
 - ア 道路又は周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。
 - イ 屋根を設置する場合は、建物への侵入の足場になることがないよう、隣接する建物の窓及びベランダまでの距離を確保すること。

(2) 塀、柵、垣等

ア 入口以外からの人の侵入を防止するため、容易に侵入できない構造の塀、柵 、垣等を設置すること。

なお、これらの塀、柵、垣等の設置に当たっては、外部からの見通しができる構造とするとともに、隣接する建物への侵入の足場にならないよう配慮すること。

- イ 屋内に設置される自動車駐車場又は自転車駐車場にあっては、可能な限り外 部から見通すことができる開口部を確保すること。
- (3) 出入口等

施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人 を配置して、入場者を管理するとともに、定期的な巡回を励行すること。

- (4) 照明設備
 - ア 夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動 を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。
 - イ 工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。
- (5) 防犯設備
 - ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメ ラ、防犯ミラー、人の動きを検知して点灯するセンサーライト、防犯ベル等の 防犯設備を設置すること。
 - イ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがない よう、定期的に点検すること。
 - ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。
- (6) 利用者等に対する注意喚起
 - ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意 喚起を行うこと。
 - イ 出入口には、表示板等により、防犯カメラ等の防犯設備を有している施設で あることを表示すること。
- (7) その他

- ア 施設内に物置、空調屋外機等を設置する場合は、死角が生ずることのないよう配慮するとともに、隣接する建物への侵入の足場とならないよう配慮すること。
- イ 自転車駐車場においては、チェーン用バーラック (注5)、サイクルラック (注6)等の自転車を固定する装置を設置すること。
- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「平均水平面照度」のうち、「平均」とは、ある面積について照度の低いところから高いところまでの全測定点を加算し単純計算した値をいい、「水平面」とは、床面又は地面における照度をいう。したがって、「平均水平面照度」とは、「床面又は地面において、ある一定面積についての全測定点を加算し単純計算した値」のこととなる。
- (注3) 「通行人等の安全を確保するために必要な照度」とは、人の行動を視認できる おおむね3ルクス以上の平均水平面照度をいう。地下道の利用形態により、必要 な照度は異なり、地下横断歩道の通路は、50ルクス以上必要とし、また、地下街 の各構えに接する地下道の非常用の照明設備は、10ルクス以上必要とする。
- (注4) 「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押 しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する 装置をいう。
- (注5) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒 (バー) をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等 の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注6) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので 、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

福岡県

福岡県公安委員会

福岡県安全・安心まちづくり条例 (平成19年福岡県条例第70号) 第16条第2項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を次のように定め、

平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡福 岡県公安委員会

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡県犯罪のない安全・安心まちづくり条例 (平成19年福岡県条例 第70号) 第16条第2項の規定に基づき、住宅 (一戸建ての住宅及び共同住宅 (長屋を含む。)をいう。以下同じ)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準、居住者の安全を確保するための管理対策等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、住宅を建築しようとする者及び設計者等に対し、住宅の防犯性の 向上を図るため、企画、計画及び設計上配慮すべき事項並びに日常生活において 配慮すべき事項を示し、自発的取組を促すものであり、関係法令との関係、犯罪 の発生状況、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の快適性等を考慮 して、適用するものとする。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

住宅における犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき、住宅の周辺地域の状況、入居者属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、住宅の防犯性の向上を図るものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保 (監視性の確保)

周囲及び住戸内からの見通しを確保し、屋外に住民の目が自然に届くような環境をつくることにより、犯罪企図者 (注1) が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上 (領域性の強化)

居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理等により、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

塀、門扉等を設置し、犯罪企図者の侵入経路を制御することにより、犯罪企図 者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材、設備等の強化 (被害対象の強化・回避)

犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を 要する窓や扉にすることにより、犯行を断念させ、被害を回避する。

4 防犯性の向上に配慮した企画・計画・設計の進め方

住宅を建築しようとする場合は、敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則(第1の3に掲げるものとする。)を踏まえた上で、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、住戸計画、外構計画等を一体的に検討すること。

- 第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項
 - 1 一戸建ての住宅
 - (1) 玄関

ア配置

- (ア) 玄関は、道路からの見通しが確保された位置に配置すること。
- (イ) 道路からの見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト (注2) 等の防犯設備を設置するなど犯罪企図者の侵入防止に有効な対策を講ずること。

イ 扉の構造

- (ア) 玄関扉には、防犯建物部品(注3)等の扉、枠及び錠を設置すること。
- (イ) 改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、 次の対策を講じることが望ましい。
 - a 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見え ない構造又はガードプレート等を設置すること。
 - b 玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設置する場合には、それを破る又

は工具等を差し込む等によるサムターン回し (注4) が困難な構造とすること

- c 玄関扉を引き戸にする場合には、ねじ締り破り (注 5) を防止するため、引き戸の隙間を覆う部材を使用すること。
- d 破壊及びピッキング (注 6) 等による解錠が困難な構造とするため、彫 込錠等の耐破壊性能を有し、かつ、ピッキングが困難な構造のシリンダー を有するものを使用するとともに、主錠のほかに補助錠を設置すること。
- e カム送り解錠(注7)を防止するため、錠ケース内部の不要な隙間をふ さぐこと、又はシリンダーカラーと扉の隙間をなくしたものとすること。
- f サムターン回しを防止するため、指で回転させる以外は回転しづらい形 状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバーを使 用すること。
- g 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ (注8) や錠の機能を補 完するドアチェーンを設置すること。ドアスコープを設置する場合は、外 から簡単に外されないものを取り付けること。

(2) 勝手口

ア配置

- (ア) 勝手口は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- (イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合には、センサーライト等の 防犯設備を設置すること。

イ 構造

- (ア) 勝手口の扉には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。
- (4) 改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、前項玄関のイ扉の構造の(4)に示すこじ開け防止等に有効な対策を講じることが望ましい。
- (3) インターホン及びドアホン
 - ア 住宅内と玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。
 - イ インターホン又はドアホンの設置に当たっては、玄関の外側を映し出せる機

6

能を有し、録画が可能なものとすることが望ましい。

(4) 窓

ア配置

- (ア) 窓は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置し、居室や寝室 の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲から の見通しを確保すること。
- (4) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合は、適当な場所にセンサーライト等の防犯設備を設置するなど、犯罪企図者の接近の抑止に有効な対策を講じること。

イ 構造

- (ア) 犯罪企図者の侵入が想定される窓のうちバルコニー、庭等に面するものには、錠付きクレセント、補助錠を設置するとともに、防犯建物部品等のサッシ及びガラス (防犯建物部品等のウィンドウフィルムをはり付けしたものを含む。以下同じ。) を設置するほか、防犯性の高い雨戸又は窓シャッター等を設置することが望ましい。
- (イ) 犯罪企図者の侵入が想定される窓のうちバルコニー、庭等に面するもの以外の窓には、面格子等を設置すること。ただし、面格子等の設置が困難な場合は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス又は防犯センサー (注9)等の防犯設備を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(5) バルコニー

ア 配置

バルコニーは、縦どい (注10) 、塀、樹木、車庫等を利用した犯罪企図者の 侵入が困難な位置に配置すること。

イ 構造

- (ア) 縦どい等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置などバルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。
- (4) バルコニーの手すりは、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。
- (6) 庭及び敷地内の空地

ア 配置

- (ア) 庭及び敷地内の空地は、道路及び周囲からの見通しが確保された配置とすること。
- (イ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

イ 構造

道路及び周囲からの見通しが確保できない場合には、砂利敷き又はセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講ずること。

(7) 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう 配慮するとともに、窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

(8) 防犯センサー等

防犯センサー等の防犯設備を設置する場合は、道路及び周囲の状況や玄関、勝手口及び駐車場等の配置を考慮し、敷地内及び住宅内のそれぞれにおいて、犯罪企図者の侵入防止に有効な位置、機種等を検討して設置すること。

(9) 駐車場

ア 配置

駐車場は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 構造

- (ア) 屋根を設置する場合には、侵入の足場とならない配置及び構造とすること
- (イ) 門扉等を設置する場合には、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。
- (ウ) 車庫を設置する場合には、防犯建物部品等のシャッター、施錠可能な門扉の設置等外部からの侵入を制限する設備が設置されていることが望ましい。
- (エ) 駐車場には、センサーライト等の防犯設備を設置することが望ましい。

(10) その他

ア 門扉を設置する場合には、門灯を設置するとともに施錠可能な構造とすること。

- イ 敷地の周囲には、照明設備を設置することが望ましい。
- ウ 縦どい、冷暖房機の室外機等の屋外付帯設備は、侵入の足場とならない位置 に配置すること。

2 共同住宅

(1) 共同住宅における共用部分

ア 共用出入口

- (ア) 共用玄関
 - a 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路 (以下「道路等」という。) からの見通しが確保された位置に配置すること。
 - b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。
- (イ) 共用玄関扉
 - a 共用玄関には、扉を設置することが望ましい。
 - b 共用玄関扉を設置する場合には、扉の内外を見通せる構造とするとともに、共用玄関の外側と各住戸の間で通話可能なインターホン及びオートロックシステム(注11)を導入することが望ましい。
- (ウ) 共用玄関以外の共用出入口
 - a 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に 設置すること。
 - b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。
 - c 共用玄関以外の共用出入口には、自動施錠機能付き扉 (注12) を設置することが望ましい。
- エ 共用出入口の照明設備
 - a 共用玄関の照明設備は、その内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度 (注13)、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとすること。
 - b 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔や行動を識別できるよ

うに、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとすること。

イ 管理人室

管理人室を設ける場合には、共用玄関、共用メールコーナー (宅配ボックスを含む。以下同じ。) 及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- a 共用玄関にある共用メールコーナーは、共用玄関、管理人室等からの見通 しが確保された位置に配置すること。
- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとすること。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとすること。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型 (注14) 等とすることが望ましい。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- a 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

a 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動 を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確 保することができるものとすること。 b その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとすること。

オ エレベーター

(ア) 防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置することが望ましい。また、防犯カメラを設置する場合には、管理人室等にかご内の状況を映すモニターが設置され当該カメラによる画像が記録されていること。

(イ) 連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、犯罪発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴 (すいめい) する装置を設置すること。

(ウ) 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置すること。

(工) 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとすること。

カ 共用廊下及び共用階段

(ア) 配置、構造等

- a 共用廊下及び共用階段は、周囲から見通しが確保され、死角を有しない 配置又は構造とすることが望ましい。
- b 屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に 配置すること。
- c 屋内に設置される共用階段は、各階において階段室が共用廊下等に常時 開放されたものとすることが望ましい。
- d 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機 能付きの錠を設置すること。

e 各住戸のバルコニーや窓に近接する場合には、必要な箇所に面格子、柵等を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 昭明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平 面照度を確保することができるものとすること。

キ 屋上

- (ア) 屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合 を除いて施錠可能なものとすること。
- (イ) 屋上が住戸バルコニーや窓に近接する場合には、住民が避難するのに支障 のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど侵入防止に 有効な対策を講ずること。

ク 駐車場

(ア) 配置

- a 自動車駐車場 (以下「駐車場」という。) は、道路及び周囲からの見通 しが確保された位置に配置すること。
- b 駐車場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内 部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防 犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。
- d 駐車場に屋根を設置する場合又は立体型の駐車場を設置する場合には、 住棟への侵入の足場となることがないよう、隣接する建物の窓、共用廊下 及び共用階段までの距離を確保すること。

(イ) 構造

- a 駐車場には居住者以外の車両の出入りを制限するため、オートバリカー (注15) など施錠可能で、かつ、見通しが確保された門扉、シャッター等 を設置することが望ましい。
- b 駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動 を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する

ことができるものとすること。

ケ 駐輪場

(ア) 配置

- a 自転車置場及びオートバイ置場 (以下「駐輪場」という。) は、道路及 び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐輪場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内 部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防 犯力メラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 構造

- a 駐輪場には、チェーン用バーラック (注16) 又はサイクルラック (注17) を設置する等により、盗難防止対策を講ずること。
- b 駐輪場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動 を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する ことができるものとすること。

コー・通路

(ア) 配置

- a 通路は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、 道路、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線(注18)が集中す るように配置することが望ましい。

(イ) 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとすること。

サ 児童遊園、広場、緑地等

(ア) 配置

a 児童遊園、広場、緑地等は、周囲からの見通しが確保された位置に配置 すること。 b 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとと もに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

(イ) 昭明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものであること。

シ 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

ス ゴミ置場

- (ア) ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、 周囲に延焼するおそれのない位置に配置し、又は周囲に延焼するおそれのない い構造とすること。
- (イ) ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。
- セ 配管、縦どい、外壁等

配管、縦どい、外壁等は、上階及び居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

ソ 防犯カメラ

(ア) 設置

防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制等の在り方を併せて検討 するとともに、記録装置を設置すること。

(イ) 配置等

防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯意抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(ウ) 照明設備

防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関し規定する各項目のほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保できるものとすること。

タ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保された位置、主要な動線上に配置すること。

(2) 共用住宅における専用部分

ア 住戸の玄関扉等

(ア) 配置

玄関扉は、廊下、階段等からの見通しが確保された位置に配置することが望ましい。

(イ) 材質及び構造

- a 玄関扉等には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。
- b 改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は 、次の対策を講じることが望ましい。
- (a) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見 えない構造又はガードプレート等を設置すること。
- (b) 玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設置する場合は、それを破る又は工具等を差し込む等による、サムターン回しが困難な構造とすること
- (c) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込錠等の耐破壊性能を有し、かつ、ピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠のほかに補助錠を設置すること。
- (d) カム送り解錠を防止するため、錠ケース内部の不要な隙間をふさぐ、 又はシリンダーカラーと扉の隙間をなくしたものとすること。
- (e) サムターン回しを防止するため、指で回転させる以外は回転しづらい 形状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー を使用すること。
- (f) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープや錠の機能を補完する ドアチェーンを設置すること。ドアスコープを設置する場合は、外から 簡単に外されないものを取り付けること。

イ インターホン及びドアホン

- (ア) 住戸玄関外側との通話等
 - a 住戸内と住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインター ホン又はドアホンを設置すること。
 - b インターホン又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を映し 出せる機能を有し、録画が可能なものとすることが望ましい。
- (イ) 管理人室等との通話等
 - a 管理人室を設置する場合は、住戸内と管理人室との通話機能を有するものとすることが望ましい。
 - b 共用玄関にオートロックシステムを導入する場合は、住戸内と共用玄関 の外側との間で通話できる機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠 する機能を有するものとすることが望ましい。
 - c インターホンには、犯罪発生等の非常時において管理人室等に知らせる 警報装置等を設置することが望ましい。

ウ窓

(ア) 共用廊下に面する窓等

犯罪企図者の侵入が想定される共用廊下に面する窓、接地階住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓は、面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

(イ) バルコニー等に面する窓

犯罪企図者の侵入が想定されるバルコニー等に面する住戸の窓は、避難経 路及び消防隊の非常用進入口の確保に支障のない範囲において、錠付クレセ ント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

エ バルコニー

(ア) 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、避難計画上支障のない範囲において面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

イ) 手すり等

囝

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること

(ウ) 接地階のバルコニー

接地階住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。 なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入防止に有効な構造とすること。

- 第3 居住者等による住宅の維持管理及び住まい方に関する取組
 - 1 防犯設備、設置物等の維持管理
 - (1) 防犯設備等の点検及び整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備の作動状況を 定期的に点検し、適切な整備を行うこと。また、工作物、樹木等により照明設備 が覆われることがないよう、定期的に点検すること。

(2) 見通しの確保

共同住宅の共用廊下、共用玄関等及び住宅の敷地内に物置、ロッカー等により 死角となる箇所を発生させないこと。

(3) 植栽のせんてい等

植栽は、周囲からの見通しを妨げず、かつ、犯罪企図者が身を隠せないように 、繁りすぎて死角が生じないよう定期的なせんてい又は伐採を行うこと。

(4) 屋外機器等の設置

屋外に設置する機器や物置等については、侵入の足場とならないよう適切な場所に設置すること。

2 自主防犯体制の確立等

高齢化が進展する中、地域活動、住民相互のふれあいを促進し、地域による自主防犯意識を向上させ、巡回パトロール等の地域ぐるみで自主防犯活動を推進すること。

ア 一戸建て住宅

(ア) 近隣の住民との連帯感を深め、地域住民による自主防犯活動を推進する

こと。

(イ) 管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を防犯対策として有効に活用すること。

イ 共同住宅

- (ア) すべての居住者及び住宅の管理者が、住宅の構造及び防犯設備等の種類や機能を十分に理解するとともに、共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。
- (イ) 管轄警察署との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を防犯対策として有効に活用すること。
- 3 犯罪の防止に配慮した住まい方
- (1) 近隣又は地域単位での取組

近隣の住民と共同して、境界地付近の清掃、植栽のせんてい、センサーライト等の防犯設備の設置等を行うこと。また、外出する際には、近隣住民へ不在にする旨を伝え、空き巣等の犯罪の未然防止に協力を求めるとともに、地域において日頃から見かけない人への声掛け等を行い、地域ぐるみで犯罪を防止すること。

(2) 戸締まり等

ア 施錠の確認

外出時及び就寝時においては、施錠設備が設置された開口部の施錠状況を確認すること。

イ 鍵の保管管理

外出する場合には、鍵を敷地内に保管することなく携行すること。

ウ 日用品等の整理整頓

脚立等の侵入の足場となるおそれのあるものや段ボール等の燃えやすいもの を敷地内に放置したままにしないこと。

- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトを いう。
- (注3) 「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民

2

合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部 品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、 騒音の発生を可能な限 り避ける攻撃方法に対しては5分以上、 騒音の発生を許容する攻撃方法に対し ては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止す る防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品 をいう。

- (注4) 「サムターン回し」とは、カギを使用せず扉に取り付けてある郵便受け箱を破 壊して手を入れるやり方あるいはドアスコープやドアノブを取り外すことなどに より隙間から針金や特殊な丁旦等を挿入するやり方等で、サムターンを同して解 錠する侵入手口をいう。
- (注5) 「ねじ締まり破り」とは、用具を用いてねじ締まりを戻して解錠する侵入手口 をいう。
- (注6) 「ピッキング」とは、錠前のシリンダー(カギ穴周辺の円筒)部分に特殊な工 具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。
- (注7) 「カム送り解錠」とは、特殊な道具を用いて、錠シリンダーをう回し、直接錠 ケース内部に働きかけてデッドボルトを作動させ解錠する手口をいう。
- (注8) 「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から訪問客を確認でき外部の様子を 見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。
- (注9) 「防犯センサー」とは、赤外線・振動などを検知することにより、光や音 (警 報)による威嚇、通報等を行うものをいう。
- (注10) 「縦どい」とは、屋根から地面まで垂直に取り付けた雨どいをいう。
- (注11) 「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能な インターホンと連動し、集合玄関扉の「雷気錠」を解錠することができるものを いい、「電気錠」とは、暗証番号又はカードキーにより解錠される錠をいう。
- (注12) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテルの客室扉等、鍵で施錠をする必要はなく 、扉を閉めると自動的に施錠される扉をいう。
- (注13) 「平均水平面照度」のうち、「平均」とは、ある面積について照度の低いとこ るから高いところまでの全測定点を加算し単純計算した値をいい、「水平面」と は、床面又は地面における照度をいう。したがって、「平均水平面照度」とは、

「床面又は地面において、ある一定面積についての全測定点を加算し単純計算し た値」のこととなる。

- (注14) 壁貫通型とは、郵便受箱の投かん口と取り出し口が前後(建物外・内)に区 分されている郵便受箱をいう。
- (注15) 「オートバリカー」とは、リモコンにより駐車場出入口に設置したチェーン等 が上下に作動し、侵入防止を図る設備をいう。
- (注16) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒 (バー) をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等 の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注17) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので 、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注18) 「動線」とは、居住者、来訪者等が移動する方向・頻度等を示す線をいう。

告示第3号

福岡県公安委員会

福岡県安全・安心まちづくり条例 (平成19年福岡県条例第70号) 第17条第1項の規定 に基づき、深夜営業施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次 のように定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡 福岡県公安委員会

深夜営業施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項の規定に基づき、深 夜営業施設(午後11時から翌日の午前4時までの間で営業する施設であって公安委 員会規則で定めるものをいう。以下同じ。) について、犯罪の防止に配慮した構造 、設備等に関する具体的方策を示すことにより、深夜営業施設における犯罪の防止 を図ることを目的とする。

37

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針の対象となる深夜営業施設は、公安委員会規則で定める次に掲げるものとする。

- ア スーパーマーケット (衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス 店 (売場面積50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店 舗をいう。) で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。)
- イ コンビニエンスストア (飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日1 4時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250 平方メートル未満のものをいう。)

(2) 指針の適用

この指針は、深夜営業施設の設置者及び管理者(以下「設置者等」という。)に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、地域住民の意見等を考慮して、適用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

この指針が示す項目の適用に当たっては、次の4つの基本原則から防犯性の向上について検討し、深夜営業施設の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 見通しの確保 (監視性の確保)

敷地内の屋外各部及び建物内の視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目 (視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者 (注1)が近づきにくい環 境を確保する。

(2) 設置者等の防犯意識の高揚等 (領域性の確保)

設置者等、防犯に関する責任者(以下「防犯責任者」という。)及び従業員の 防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動を強化することにより、犯罪 の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

敷地内の配置計画、動線計画等を防犯に配慮したものとするとともに、必要に 応じて防犯設備等を設置することにより、犯罪企図者の接近を妨げる。

(4) 部材や設備等の強化 (被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造 等とするとともに、開口部の必要な箇所には、必要に応じて補助錠や面格子の設 置等の措置を講じるなど、被害対象を強化する。

第2 具体的な方策

- 1 敷地内の配置
- (1) 駐車場等
 - ア 自動車駐車場、自転車置場及びオートバイ置場(以下「駐車場等」という。
 -)は、道路又は事業所内部から見通しが確保された位置に配置すること。 なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する 対策を講じること。
 - イ 事業所敷地内の駐車場等においては、光害又は極端な明暗差が生じないよう 配慮しつつ、人の行動が視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度(注2)が確保されるよう、常夜灯、センサーライト等を設置すること。
 - ウ 自転車やオートバイの盗難防止に有効なチェーン用バーラック (注3)、サイクルラック (注4) 等を設置すること。
- (2) ゴミ置場
 - ア ゴミ置場は、道路から見通しが確保された位置に配置すること。

なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する 対策を講じること。

- イ ゴミ置場は、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備を 設置したものとすることが望ましい。
- 2 外周の構造

事業所の外壁等適当な場所に非常通報装置と連動した吹鳴装置及び赤色灯等を設置すること。

3 事業所内の構造

(1) 利用者出入口

ア 出入口は、道路、通路及び廊下等 (以下「道路等」という。) からの見通しが確保された位置に配置すること。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の 見通しを補完する対策を講じること。

- イ 出入口には、従業者に来客を認識させる来客感応装置を設置すること。
- ウ 出入口に扉を設置する場合は、扉の内外を相互に見通せる構造にすること。

(2) 従業員出入口

- ア 従業員出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に配置すること。
- イ 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通し を補完する対策を講じるとともに、センサーライトを設置するなど深夜時間帯 における視認性を確保すること。
- ウ 従業員出入口は、自動施錠機能付き扉 (注5) や防犯建物部品 (注6) 等を 設置することが望ましい。

(3) 商品陳列棚

- ア 商品の陳列棚は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置すること。 なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等見通 しを補完する対策が講じられるよう配慮すること。
- イ 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とすること。
- ウ 商品は陳列棚に収納し、通路に見通しを妨げる物を置かないこと。

(4) レジカウンター

ア レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置すること。

なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等見通 しを補完する対策が講じられるよう配慮すること。

- イ レジカウンターの大きさは、高さや幅、内側の広さ (待避空間) を確保した 構造とすることが望ましい。
- ウ レジカウンターには、犯罪企図者の侵入の防止に配慮した脇扉を設置するこ

ہے

- エ レジカウンター内及び事業所内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を 作動させるボタン等を設置すること。
- オ レジカウンター内の適当な位置にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置すること。

(5) レジスター

- ア レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、又は現金 の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置すること。
- イ 深夜時間帯においては、利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの 台数を制限すること。

(6) 事務室等

- ア 事務室や倉庫等(以下「事務室等」という。)の利用者の立入禁止場所は、 施錠等の措置を講じること。
- イ 事務室等の窓は、必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付けることが望ましい。

(7) 現金自動預支払機等

- ア 事業所内外に現金自動預支払機 (ATM) 等を設置する場合は、道路等又は 事業所内部から見通しが確保された位置に配置すること。
- イ 現金自動預支払機等及びその周囲の適当な位置に防犯カメラを設置すること

4 防犯カメラ等の効果的配置等

(1) 防犯カメラ

- ア 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、 台数等を検討して配置すること。
- イ 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能する ため必要な照度を確保すること。

また、防犯カメラを事業所外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明 設備が覆われ、又は照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が 低下することのないよう、定期的に点検すること。

- ウ 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影し、及び録画できる画角で設置 すること。
- エ 事務室等に防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置を設置し、適切な管理 及び運用に努めること。
- オ 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行うこと。
- カ 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせること。
- キ 記録した画像は、最低1週間以上保存するとともに、適切な管理を行うこと
- (2) その他の防犯設備
 - ア 防犯ミラーは、見通しの補完及び犯罪抑止の観点から有効な位置、台数を検討し、適切に配置すること。
 - イ 犯罪の発生等の非常時に吹鳴する又は外部に連絡する装置を起動させるため の押しボタン等又はインターホンは、有効な台数を適切な位置に設置すること 。 なお、これらの位置を表示して、利用者に周知するとともに、付近に操作の 障害となる物品を置かないこと。
 - ウ 万引きの防止のために、万引き防止用機器 (注7) を導入することが望ましれ。
 - エ 防犯機器・設備については、定期的に保守管理を行うこと。
- 5 警戒要領
- (1) 勤務体制

深夜における勤務体制は、複数人によるものとすること。

(2) 事業所内外の警戒

事業所内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内 外の警戒と不審者の発見に努めること。

(3) 警備業者への委託

深夜時間帯における事業所周辺の警備は、可能な限り警備業者に委託するなど 、巡回を強化する対策を講じること。

- 6 現金の管理
- (1) 金庫の構造等

- ア 金庫は、防犯性能の高いものにするとともに、床に固定するなど容易に持ち 運びできないようにすること。また、金庫に異常があった場合の通報装置を設置することが望ましい。
- イ 金庫の鍵の適切な保管・管理に努めること。なお、深夜時間帯においては、 事業所外での保管に努めること。
- ウ 現金の搬送は、必ず複数人で行うこと。
- (2) レジスター内現金の適正管理 レジスター内の現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫 に移し替えて保管すること。
- 7 事業所の周辺地域への配慮等
- (1) 協力体制の構築

事業所周辺の近隣居住者や地域防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努めること。

(2) 迷惑行為に対する対応

事業所周辺において、利用者等が長時間にわたって居座り、又は大声を出して 騒ぐなどの近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、事業所周辺の巡回等を 行うとともに、迷惑行為を認め、当該行為が現に近隣者に迷惑を及ぼしている場 合には、警察に通報すること。

- (3) 地域の安全拠点としての機能
 - ア 犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が事業所に駆け込んできた場合に おいては、事業所内の安全な場所に待避させるとともに、警察等に通報するな ど、緊急避難場所としての機能を発揮すること。
 - イ 利用者に対し、適時、犯罪に遭わないよう地域の防犯に関する情報等を提供 するなど注意喚起に努めること。

第3 防犯責任者

1 防犯責任者の選任等

設置者等は、各事業所ごとに事業所の業務内容に精通し、従業員に対する指導的 立場にある者の中から防犯責任者を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進

田

するものとする。

2 防犯責任者の役割

各事業所ごとに設置された防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 防犯設備の維持及び管理
 - ア 防犯カメラ等の防犯設備の点検整備
 - イ 防犯カメラ等の防犯設備の操作要領の習熟
- (2) 従業員に対する防犯に関する指導等
 - ア 強盗等の犯罪が発生し、又はそのおそれがある場合の対応マニュアルの整備
 - イ 強盗等の犯罪発生時における警察への通報要領の指導
 - ウ 強盗等の犯罪発生時における犯人の特徴の確認等の具体的な従業員の任務分 担の決定
 - エ 定期的かつ反復した防犯訓練の実施
- オ 防犯カメラ等防犯設備の操作要領等の指導
- (3) その他犯罪を防止するために必要な措置
 - ア 犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が事業所に助けを求めてきた場合 における従業員が講ずべき措置等に関する指導
 - イ 警察との連絡体制の確立
 - ウ 関係機関、団体等との地域の防犯に関する情報の交換
 - エ 青少年の健全育成に対する協力
 - オ その他上記項目以外で犯罪を防止するために必要な措置
- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「平均水平面照度」のうち、「平均」とは、ある面積について照度の低いところから高いところまでの全測定点を加算し単純計算した値をいい、「水平面」とは、床面又は地面における照度をいう。したがって、「平均水平面照度」とは、「床面又は地面において、ある一定面積についての全測定点を加算し単純計算した値」のこととなる。
- (注3) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒 (バー) をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等

- の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注4) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので 、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注5) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉等、鍵で施錠をする必要はなく、 扉を閉めると自動的に施錠される扉をいう。
- (注6) 「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、 騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、 騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
- (注7) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊なタグを付け、それを付けたまま店外 へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデーターを印刷 した粘着ラベルを商品にはり付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消 去式ラベル」等の機能を有する設備をいう。

福岡県告示第4号

福岡県公安委員会

福岡県安全・安心まちづくり条例 (平成19年福岡県条例第70号) 第17条第1項の規定 に基づき、大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を 次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡福 岡 県 公 安 委 昌 会

大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

- 第1 通則
 - 1 目的

この指針は、福岡県安全・安心まちづくり条例第17条第1項の規定に基づき、大

規模小売店舗について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、大規模小売店舗における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、大規模小売店舗の設置者及び管理者(以下「設置者等」という。)に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、地域住民の意見等を考慮して、適用するものとする。

なお、深夜時間帯 (午後11時から翌日の4時までの間) に営業する大規模小売 店舗については、別に定める「深夜営業施設における犯罪の防止に配慮した構造 、設備等に関する指針」についても適用するものとする。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

この指針が示す項目の適用に当たっては、次の4つの基本原則から防犯性の向上について検討し、大規模小売店舗の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 見通しの確保 (監視性の確保)

敷地内の屋外各部及び建物内の視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目 (視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者 (注 1) が近づきにくい環 境を確保する。

(2) 設置者等の防犯意識の向上 (領域性の強化)

設置者等、防犯に関する責任者(以下「防犯責任者」という。)及び従業員の 防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動を強化することにより、犯罪 の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止 (接近の制御)

敷地内の配置計画、動線計画等を防犯に配慮したものとするとともに、必要に 応じて防犯設備等を設置することにより、犯罪企図者の接近を妨げる。 (4) 部材や設備等の強化 (被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造 等とするとともに、開口部の必要な箇所には、必要に応じて補助錠や面格子の設 置等の措置を講じるなど、被害対象を強化する。

第2 具体的な方策

1 敷地内の配置

(1) 駐車場等

ア 自動車駐車場、自転車置場及びオートバイ置場(以下「駐車場等」という。

-) は、道路又は事業所内部から見通しが確保された位置に配置すること。 なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する 対策を講じること。
- イ 事業所敷地内の駐車場等においては、光害又は極端な明暗差が生じないよう 配慮しつつ、人の行動が視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度(注2)が確保されるよう、常夜灯、センサーライト等を設置すること。
- ウ 自転車やオートバイの盗難防止に有効なチェーン用バーラック (注3)、サイクルラック (注4) 等を設置すること。

(2) ゴミ 置場

ア ゴミ置場は、道路から見通しが確保された位置に配置すること。 なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する 対策を講じること。

イ ゴミ置場は、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備を 設置したものとすることが望ましい。

2 外周の構造

(1) 事業所の外壁等適当な場所に非常通報装置と連動した吹鳴装置及び赤色灯等を設置すること。

(2) 階段

屋外に設置された階段は、道路から見通しが確保された位置に配置すること。 なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する対 策を講じるものとする。

(3) 屋上

ア 屋上に通じる出入口には、防犯建物部品 (注5) 等を設置することが望ましい。

- イ 利用客が使用しない屋上に通じる扉は、常に施錠するとともに、施錠状況を確認すること。
- ウ 人の転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行うこと。

3 事業所内の構造

(1) 利用者出入口

ア 出入口は、道路、通路及び廊下等 (以下「道路等」という。) からの見通しが確保された位置に配置すること。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の 見通しを補完する対策を講じること。

- イ 出入口に扉を設置する場合は、扉の内外を相互に見通せる構造にすること。
- (2) 従業員等出入口
 - ア 従業員出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に配置すること。
 - イ 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通し を補完する対策を講じること。
 - ウ 従業員出入口は、自動施錠機能付き扉(注6)や防犯建物部品等を設置する ことが望ましい。
- (3) エレベーターホール
 - ア エレベーターホールは、売場又は通路からの見通しが確保された位置に配置すること。
 - イ エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるよう、おお むね20ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。
- (4) **エレベーター**
 - ア エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置することが望ましい。
 - イ エレベーターのかご内には、犯罪の発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴する装置を設置すること。
 - ウ イの押しボタン、インターホン等は、子どもでも使用することが可能な位置

に設置すること。

(5) 階段

利用者の昇降の用に供する階段には、周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしないこと。

(6) 商品陳列棚

- ア 商品の陳列棚は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置すること。 なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等見通 しを補完する対策が講じられるよう配慮すること。
- イ 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とすること。
- ウ 高額商品等は鍵付きのショーケース等に収納陳列するとともに、常に従業員 を配置すること。
- エ 商品は陳列棚に収納し、通路に見通しを妨げる物を置かないこと。
- (7) 試着室の配置等

衣服の試着室は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置すること。

(8) レジカウンター

レジカウンターを売場に設置する場合は、次に掲げる事項に配慮すること。

ア レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置すること。

なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等見通 しを補完する対策が講じられるよう配慮すること。

- イ レジカウンターの大きさは、高さや幅、内側の広さ (待避空間) を確保した 構造とすることが望ましい。
- ウ レジカウンター内及び事業所内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を 作動させるボタン等を設置すること。
- エ レジカウンター内の適当な位置にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置すること。
- (9) レジスター
 - ア レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、又は現金 の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置すること。

43

- イ 従業員の勤務状況や利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数 を制限すること。
- (10) 子ども広場、ゲームコーナー等
 - ア 子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置すること。
 - イ 遊具を配置する場合は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置すること。
- (11) トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において押しボタン、インターホン等に より外部に連絡又は吹鳴する装置を設置することが望ましい。

- (12) 事務室等
 - ア 事務室や倉庫等 (以下「事務室等」という。) の利用者の立入禁止場所は、 施錠等の措置を講じること。
 - イ 事務室等の窓は、必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付けることが望ましい。
- (13) 現金自動預支払機等
 - ア 事業所内外に現金自動預支払機 (ATM) 等を設置する場合は、道路等又は 事業所内部から見通しが確保された位置に配置すること。
 - イ 現金自動預支払機等及びその周囲の適当な位置に防犯カメラを設置すること
- 4 防犯カメラ等の効果的配置等
- (1) 防犯カメラ
 - ア 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、 台数等を検討して配置すること。
 - イ 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能する ため必要な照度を確保すること。

また、防犯カメラを事業所外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明 設備が覆われ、又は照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が 低下することのないよう、定期的に点検すること。

ウ 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影し、及び録画できる画角で設置

すること。

- エ 事務室等に防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置を設置し、適切な管理 及び運用に努めること。
- オ 録画装置における録画は、犯行の状況が確認できる画質で行うこと。
- カ 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせること。
- キ 記録した画像は、最低1週間以上保存するとともに、適切な管理を行うこと。
- (2) その他の防犯設備
 - ア 防犯ミラーは、見通しの補完及び犯罪抑止の観点から有効な位置、台数を検討し、適切に配置すること。
 - イ 犯罪の発生等の非常時に吹鳴する又は外部に連絡する装置を起動させるため の押しボタン等又はインターホンは、有効な台数を適切な位置に設置すること 。なお、これらの位置を表示して、利用者に周知するとともに、付近に操作の 障害となる物品を置かないこと。
 - ウ 万引きの防止のために、万引き防止用機器 (注7) を導入することが望まし
 - エ 防犯機器・設備については、定期的に保守管理を行うこと。
- 5 警戒要領
- (1) 事業所内外の警戒

事業所内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努めること。

(2) 警備業者への委託

事業所周辺の警備は、必要に応じて警備業者に委託するなど、巡回を強化する 対策を講じること。

- 6 現金の管理
- 金庫の構造等
 - ア 金庫は、防犯性能の高いものにするとともに、床に固定するなど容易に持ち 運びできないようにすること。また、金庫に異常があった場合の通報装置を設 置することが望ましい。

- イ 金庫の鍵は、適切な保管・管理に努めること。
- ウ 現金の搬送は、必ず複数人で行うこと。
- (2) レジスター内現金の適正管理

レジスター内の現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫 に移し替えて保管すること。

- 7 事業所の周辺地域への配慮等
- (1) 協力体制の構築

事業所周辺の近隣居住者や地域防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努めること。

事業所周辺において、利用者等が長時間にわたって居座り、又は大声を出して騒ぐなどの近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、事業所周辺の巡回等を行うとともに、迷惑行為を認め、当該行為が現に近隣者に迷惑を及ぼしている場合には、警察に通報すること。

- (3) 地域の安全拠点としての機能
 - ア 犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が事業所に駆け込んできた場合に おいては、事業所内の安全な場所に待避させるとともに、警察等に通報するな ど、緊急避難場所としての機能を発揮すること。
 - イ 利用者に対し、適時、犯罪に遭わないよう地域の防犯に関する情報等を提供 するなど注意喚起に努めること。

第3 防犯責任者

1 防犯責任者の選任等

設置者等は、各事業所ごとに事業所の業務内容に精通し、従業員に対する指導的 立場にある者の中から防犯責任者を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進 するものとする。

2 防犯責任者の役割

各事業所ごとに設置された防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 防犯設備の維持及び管理

- ア 防犯カメラ等の防犯設備の点検整備
- イ 防犯カメラ等の防犯設備の操作要領の習熟
- (2) 従業員に対する防犯に関する指導等
 - ア 強盗等の犯罪が発生し、又はそのおそれがある場合の対応マニュアルの整備
 - イ 強盗等の犯罪発生時における警察への通報要領の指導
 - ウ 強盗等の犯罪発生時における犯人の特徴の確認等の具体的な従業員の任務分 担の決定
 - エ 定期的かつ反復した防犯訓練の実施
 - オ 防犯カメラ等防犯設備の操作要領等の指導
- (3) その他犯罪を防止するために必要な措置
 - ア 犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が事業所に助けを求めてきた場合 における従業員が講ずべき措置等に関する指導
 - イ 警察との連絡体制の確立
 - ウ 関係機関、団体等との地域防犯に関する情報の交換
 - エ 青少年の健全育成に対する協力
 - オ その他上記項目以外で犯罪を防止するために必要な措置
- (注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2) 「平均水平面照度」のうち、「平均」とは、ある面積について照度の低いところから高いところまでの全測定点を加算し単純計算した値をいい、「水平面」とは、床面又は地面における照度をいう。したがって、「平均水平面照度」とは、「床面又は地面において、ある一定面積についての全測定点を加算し単純計算した値」のこととなる。
- (注3) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒 (バー) をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等 の盗難を防止することができる設備をいう。
- (注4) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので 、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注5) 「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民

囝

15

合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、 騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、 騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

- (注 6) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉等、鍵で施錠をする必要はなく、 扉を閉めると自動的に施錠される扉をいう。
- (注7) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊なタグを付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデーターを印刷した粘着ラベルを商品にはり付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」等の機能を有する設備をいう。

公 告

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年 3 月31日

福岡県知事 麻牛 渡

- 準都市計画区域の名称
 久留米準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

久留米市田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町田主丸、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町長栖、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町八幡及び田主丸町吉本の全部並びに田主丸町石垣、田主丸町竹野、田主丸町地徳、田主丸町中尾、田主丸町益生田及び田主丸町森部の各一部並びに城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、

城島町城島、城島町四郎丸、城島町楢津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田 及び城島町六町原の全部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 準都市計画区域の名称 飯塚準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

飯塚市八木山字坂ノ辻、字神ケ久保、字ヒシヤ田、字立尾佐、字ツバノ原、字赤ノ 原、字森ノ元、字通リ葉山、字鴻ノ巣、字野中、字原ノ前、字堀田、字餅田、字和田 、字小田浦、字深町、字三反田、字大道、字金堀、字鬼弱及び字中村の全部並びに阿 恵字門田、字久手、字合町、字才田、字清水、字四郎丸、字陣ノ内、字田中、字タタ ラ、字伝往寺、字長町、字ノビル、字春ケ井手、字原畑、字七田、字七十田、字干原 、字前、字宮ノ前、字三角、字村中及び字向の全部並びに内野字揚原田、字雨堤、字 赤堀、字荒田、字芊ケ迫、字板田、字石原、字一瀬、字苛迫、字浦ノ谷、字大坪、字 大森、字大原、字大門、字上見定、字上町、字上町裏、字官砂古、字北川、字貴船、 字栗山、字見定、字小砂古、字幸田、字幸情、字幸情前、字幸神、字小路、字小深田 、字瓦ケ坊、字桜ケ迫、字迫谷、字迫、字庄町、字周田、字下町、字杉山、字関屋、 字関屋前、字関屋裏、字竹谷、字忠越、字土取、字対石本、字長ケ迫、字中見定、字 滑桜、字鳴野、字西ーノ瀬、字西五反田、字西根地下、字錦町、字根地下、字原田、 字広谷、字古屋敷、字深迫、字返梅、字ホサノ谷、字前浦田、字松本、字松山、字南 太郎丸、字水町、字宮ノ下、字南幸神、字向田、字椋ノ木、字向水町、字椋老ケ迫、 字山上、字屋敷浦、字湯王原、字横山、字吉原及び字若撫の全部並びに北古賀字岩淵 、字石塚、字市岡、字裏川原、字上村、字江里、字大塚、字川曲、字上ノ原、字草場 、字下原、字下村、字杉ノ本、字滝ケ花、字長尾崎、字中川原、字中ノ坪、字中村、 字ナメリ、字野間尻、字広島、字深町、字前田、字宮ノ前、字向野、字餅田、字山渋

及び字綿打の全部並びに桑曲字前田の全部並びに大分字赤幡、字一本松、字石切谷、 字兎田、字上ノ隈、字梅ノ木、字鬼石、字大丸田、字片山、字車屋、字黒石、字五反 坪、字小松本、字小瀬隈、字笹江、字芝原、字汐井場、字常楽、字陣ケ面、字裾手、 字末永、字穿地、字高峰、字長楽寺、字辻畑、字堂ノ後、字徳永、字道金谷、字中野 、字野間、字原田、字平等寺、字古野、字盆出、字丸田、字前田、字明府、字妙見、 字南田、字山ノ後、字山ノ神、字山添、字綿打及び字若林の全部並びに内住字畦津、 字猪子坂、字石切谷、字打越、字花ノ絵、字川原、字上ノ峯、字久保田、字九郎原、 字小河内、字下田、字下畑、字堤ケ谷、字土居丸、字中ノ原、字ナギノ、字原ノ辻、 字古ノ首、字水洗、字道田、字八瀬田及び字用意ノ元の全部並びに長尾の全部並びに 平塚字穴田、字出雲、字芋ケ迫、字大塚、字大谷、字帯田、字寒竹、字京塚、字京ケ 迫、字京田、字小谷、字地蔵免、字辻畑、字道佛、字二町田、字番手、字八反坪、字 春崎、字林田、字春ケ井手、字はすまち、字鉾田、字本村、字三原田、字水付、字三 角、字向田、字森ノ下、字ヤリ水及び字若納手の全部並びに馬敷字井ノ口、字岩渡、 字浦ノ谷、字ヲ山口、字川曲、字葛ケ谷、字川添、字上辻、字釜ノ前、字久保田、字 小原、字迫ノ田、字シガヤ、字獅子ノ目、字獅子堀、字正ケ谷、字下辻、字センヂ、 字ソノ田、字高見、字梠木、字出口、字寺ノ前、字寺田、字唐干田、字中野、字中原 田、字原尻、字原、字八尻、字樋渡、字廣渡、字雛尻、字平石、字古ノ首、字古野、 字幣田、字松ノ木、字前、字妙見古野、字山ノ口、字山神田及び字休場の全部並びに 筑穂元吉の全部並びに山口字荒平、字井尻、字上村、字ヲジト、字ヲベタ、字ガワ、 字枯木本、字小山口、字清水、字地蔵ケ原、字高岸、字丹所、字土居丸、字峠、字鳥 バミ、字長石、字中村、字橋ケ下、字八本松、字ヒイ田、字仏田、字堀田、字干町、 字前田、字山下及び字六反田の全部並びに弥山字石原、字市場、字上尾迫、字菅ノ迫 、字谷口、字中村、字平石、字宮ノ下、字向谷、字山ノ神及び字柳ケ迫の全部並びに 八木山字石坂、字菅原、字笹尾、字鳥ケ坂、字本村、字塚ノ原、字日物田、字七夕、 字長倉、字久保尾、字榎原及び字一ノ谷の各一部並びに阿恵字上ノ谷、字エビノ甲、 字大谷、字大ケ坂、字サコ、字宮原、字山ノ下、字湯ノ浦及び字横山の各一部並びに 内野字赤松、字赤菅谷、字岩鼻、字鴦ノ口、字浦田、字上迫、字尾谷、字大石、字大 井手、字大久保、字唐ケ塔、字北向、字北田、字栗町、字栗萩尾、字見定裏、字小路 裏、字猿渡、字迫山王、字幸尾、字白木谷、字勝負谷、字尻ナシ、字数俵、字太郎丸

、字太郎丸裏、字長生庵、字椿谷、字出口、字堂手、字胴切、字中園、字二分釜、字 二人瀬、字東五反田、字鬢谷、字彦オロ、字人頭、字古門、字古宮山、字別当、字本 谷、字発峠口、字発峠、字宝泉野、字松ケ平、字丸尾、字南吉原、字宮ノ上、字宮田 、字南太郎丸裏及び字四方白の各一部並びに北古賀字吉田の一部並びに桑曲字上ノ山 、字薄ケ薮、字ヲナシ、字上浦、字神ノ後、字八郎四、字ホリ田及び字牧ノ内の各一 部並びに大分字鶯塚、字河原田、字氷屋、字ソバ、字塔床、字橋本、字ハツカシ、字 広瀬及び字柳場の各一部並びに内住字悪所、字赤松尾、字荒田、字上ノ原、字浦ノ谷 、字裏ノ谷、字兎山、字尾藤、字大野、字上釜、字鍛治木屋、字切畑、字久保山、字 久保山前、字小原、字小谷口、字椎ノ木谷、字四月谷、字白坂、字十郎、字十郎浦、 字砂原、字出口、字中畑、字長谷、字長瀬、字流山、字野添、字登尾、字橋詰、字拂 ノ谷、字原、字古屋敷、字道木谷、字妙見、字持返し及び字山ノ口の各一部並びに平 塚字じる谷、字寺田及び字七反迫の各一部並びに馬敷字荒堀、字石堂、字ヲサコ谷、 字岡谷、字大谷、字楠神田、字骨風、字コボシキ、字シヨブ谷、字神田、字梨ノ木、 字永芳、字松ケ根、字松葉、字妙見、字薬師ノ前及び字山立の各一部並びに山口字茜 屋、字アラ谷、字岩ノ谷、字猪ノ口、字河内、字勘四郎、字神楽田、字米ノ山、字コ ノヲ、字サコ、字城山、字城ノ山、字下原、字高塚、字竹ノ尾、字滝ノ瀬、字堂田、 字道官、字梨木原、字幕ノ尾、字八ケ倉、字日守、字平原、字松葉、字宮ノ脇、字山 ノロ及び字山田の各一部並びに弥山字岩代、字石釜、字市ケ迫、字尾迫、字大石道、 字坂ノ下、字笹尾、字鳴戸、字中ノ迫、字七曲及び字松ケ下の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生渡

- 1 準都市計画区域の名称
 - 八女準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

八女市上陽町北川内字大門口、字小僧頭、字光瀬、字生駒野、字川端、字長梭、字

第2804号

윺

公

田

咖

平成20年3月31日 月曜日

前田、字柴尾、字春の山、字柴尾山、字坂口山及び字浦山の全部並びに字室園の一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

豊前準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる十地の区域

豊前市大字大西、大字永久、大字薬師寺、大字挾間、大字山内、大字下河内、大字天和、大字大河内、大字下川底、大字鬼木及び大字河原田の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

筑紫野準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

筑紫野市大字山家の一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

太宰府準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

太宰府市宰府四丁目、宰府六丁目、大字北谷及び大字内山の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 準都市計画区域の名称

古智準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

古賀市小竹の全部並びに薦野、米多比、薬王寺、小山田、谷山、青柳町及び青柳の 各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻牛 渡

1 準都市計画区域の名称

福津準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる十地の区域

福津市勝浦字牟田、字井ノ口、字中尾、字乗越、字高原、字坂口、字山ノ上、字上道、字北、字南、字古桂、字楠田、字藤三ヶ浦、字頭ノ山、字浦ノ谷、字穴田、字大縄手、字北ヶ浦、字長崎、字仲畑、字東ノ出口、字西、字東ノ後、字東ノ前、字尾田、字坂田、字草場ヶ裏、字水押、字佛山、字鳥越、字山裏、字鍛冶屋ヶ裏、字平原、字笹山、字寺ノ脇、字堂ノ裏、字向戸、字和立川、字平田、字石丸、字十一丁、字大溝、字二反田、字浜田、字古浜、字蔵元、字本村、字大道、字前田、字中北、字黒田

、字亀甲、字本立、字山添、字原ノ前、字名切、字原ノ上、字原ノ裏、字中ノ裏、字 桂岳、字小野ヶ原、字名児山、字峠、字大坂、字焼野、字新堤、字古御堂、字岩ノ前 、字上小原、字鬼塚、字深町、字古賀、字杭角、字長浦、字下小原、字寺田、字児屋 、字古賀下、字伏原、字開、字浜分、字下松前、字北割、字練原割、字西割、字下島 田、字八反間、字三申田、字五反田、字練原、字尾辻、字練原下、字久保田、字積内 、字原田、字上島田、字中島、字登坂、字新原、字鐘ノ面、字月花、字新原下、字古 智割、字東割、字大割、字奴山浜、字丸ノ内、字新高盛、字東浜、字西浜、字牛家渡 、字六軒浜、字横丁、字森ノ下、字沖浜、字樋口及び字墓ノ尾の全部並びに字井ノ尻 、字井ノ浦、字峯ヶ畑、字高堀、字海田、字年毛、字沖ノ下、字東、字西ノ前、字上 松、字郷東、字下松、字大下、字古屋敷、字新町、字横道、字百道、字生家下、字大 石下及び字須多田下の各一部並びに奴山字峠、字尾谷、字桐木、字花園、字山ノ口、 字犬ヶ谷、字折尾坂、字平石、字唐木、字古並、字鐘ヶ裏、字熊本、字番田、字大門 、字大尺寺、字東木、字縫田、字向田、字湯ノ浦、字柱松、字水落、字墓ノ下、字平 田、字石原、字宮ノ元、字貴船、字裏、字内畑、字大明神岳、字山中、字屋敷、字赤 坂、字久保、字飛山、字裏ノ谷、字玉ノ上、字大現寺、字音ヶ浦、字練原、字正園、 字十力、字椿、字白土、字薬師、字堀、字馬場、字慶力、字瀬ノ元、字牛守、字原田 、字原ノ前、字丸、字上原田、字原、字伏原、字勝負坂及び字招の全部並びに字沖田 、字森ノ木及び字佐谷の各一部並びに生家字釘ヶ裏、字谷川及び字貝町の各一部並び に大石字大石下の一部並びに津屋崎字八丁間の一部並びに本木字山ノ口、字能力、字 空田、字折山、字山本、字乙尾、字久保田、字高太郎、字新町、字年山、字大坪、字 岸田、字金江、字椿、字初ヶ瀬、字宝林、字満オ丸、字小路口、字大浦、字宮ノ前、 字佃、字小北ヶ浦、字南ヶ浦、字門田、字下城ノ浦、字城ノ浦、字大ヶ浦、字河内、 字毘沙門、字天神元、字山ノ内、字節句田、字田ノ浦、字滝ヶ浦、字足口、字高辻及 び字熊林の全部並びに字小越、字古賀ノ浦及び字祥雲寺の各一部並びに舎利蔵字鍋倉 、字橋本、字中尾、字山ノ内、字市ノ浦、字立畑、字師匠田、字大門田、字ツツク、 字三反田、字小長浦、字浦尻、字阿弥陀寺、字屋根ヶ下、字乗越、字雨ヶ谷、字鳥越 、字長峯及び字大浦の全部並びに字水上の一部並びに内殿の全部並びに八並字郷ノ浦 、字カワラケ田、字小原及び字サセブの全部並びに字山ノ口及び字堂ノ裏の各一部並 びに畦町字草場、字東ノ鼻、字裏谷、字菖蒲坂、字宿、字柴田、字金口、字大道下、

字石ヶ本、字石末、字道久及び字辻坂の全部並びに字猿田の一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 準都市計画区域の名称
 - うきは準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

うきは市吉井町大字徳丸、吉井町大字若宮、吉井町大字千年、吉井町大字橘田、吉井町大字新治、吉井町大字江南、吉井町大字長栖、吉井町大字桜井、吉井町大字宮田、吉井町大字清瀬、吉井町大字福永、吉井町大字八和田及び吉井町大字生葉の全部並びに吉井町、吉井町大字福益、吉井町大字屋部、吉井町大字富永及び吉井町大字鷹取の各一部並びに浮羽町大字高見、浮羽町大字東隈上、浮羽町大字浮羽、浮羽町大字古川及び浮羽町大字西隈上の全部並びに浮羽町大字山北、浮羽町大字朝田、浮羽町大字三春及び浮羽町大字流川の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 準都市計画区域の名称宮若準都市計画区域
- 2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

宮若市金丸、小伏、高野、竹原、沼口、福丸及び水原の全部並びに稲光、犬鳴、乙野、金生、黒丸、三ヶ畑、下、平、原田、縁山畑、宮永、山口、湯原及び脇田の各一部

公告 都市

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

 準都市計画区域の名称 喜麻準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

嘉麻市飯田、下臼井、貞月及び西郷の全部並びに大隈、中益、上臼井、大隈町、光代、上西郷、牛隈、平山、千手、嘉穂才田、大力、芥田、九郎原、馬見、屏、椎木、小野谷、宮吉及び上の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

朝倉準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

朝倉市石成、大庭、長渕、古毛、多々連、田中、上寺及び比良松の全部並びに烏集院、入地、宮野、須川、菱野、山田、杷木志波、杷木若市、杷木久喜宮、杷木古賀、杷木寒水、杷木池田、杷木林田及び杷木穂坂の各一部

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

1 準都市計画区域の名称

みやま準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる十地の区域

みやま市高田町田尻、高田町海津、高田町竹飯、高田町飯江、高田町田浦及び高田町舞鶴の全部並びに高田町岩津、高田町原、高田町上楠田及び高田町亀谷の各一部並びに山川町清水、山川町尾野、山川町原町及び山川町重富の全部並びに山川町河原内、山川町立山、山川町甲田、山川町北関及び山川町真弓の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県知事 麻 生

渡

1 準都市計画区域の名称 那珂川準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬、大字埋金、大字不入道及び大字成竹の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

篠栗準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

糟屋郡篠栗町大字篠栗の一部

6:

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

大木準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

三潴郡大木町の行政区域全域

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

黒木準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

八女郡黒木町大字北木屋字掛橋、字玉洗、字寺園、字縄手添、字中鶴、字下木屋、 字唐谷、字庵屋敷、字小園、字紺屋田及び字馬渡の全部並びに大字木屋字清水、字南 福、字井手ノ谷、字桑原、字石ケ淵、字西敦、字東敦、字布袋、字敦ノ頭、字崩淵、 字州崎、字長淵、字中原及び字高見の全部

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻牛 渡

1 準都市計画区域の名称

立花準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

八女郡立花町大字下辺春の一部

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 準都市計画区域の名称

香春準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

田川郡香春町大字採銅所、大字鏡山、大字高野、大字柿下、大字中津原及び大字香 春の各一部

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 準都市計画区域の名称

糸田準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる十地の区域

田川郡糸田町の一部

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 準都市計画区域の名称

大任準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる十地の区域

田川郡大任町大字大行事及び大字今任原の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

福智準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

田川郡福智町市場及び金田の全部並びに赤池、上野、神崎、伊方及び弁城の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻牛 渡

1 準都市計画区域の名称

苅田準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

京都郡苅田町大字鋤崎の全部並びに大字黒添、大字稲光、大字葛川、大字谷、大字法正寺及び大字山口の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。 平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

みやこ準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

京都郡みやこ町犀川下高屋、犀川続命院、犀川末江、犀川八ツ溝、犀川生立、犀川谷口、犀川古川、犀川山鹿及び犀川内垣の全部並びに犀川上高屋、犀川久富、犀川大熊、犀川喜多良、犀川大村、犀川柳瀬、犀川崎山、犀川大坂、犀川本庄、犀川花熊、犀川木山、犀川犬丸及び犀川木井馬場の各一部並びに勝山宮原、勝山岩熊、勝山上田及び勝山黒田の全部並びに勝山大久保、勝山松田、勝山箕田、勝山長川、勝山矢山及び勝山池田の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

上毛準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

築上郡上毛町大字中村、大字吉岡、大字垂水、大字大ノ瀬、大字八ツ並、大字成恒、大字緒方、大字安雲、大字宇野、大字土佐井、大字東下、大字下唐原、大字上唐原及び大字百留の全部並びに大字矢方、大字尻高、大字西友枝及び大字東上の各一部

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第5条の2第1項の規定に基づき、準都市計画 区域を次のように指定するので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 準都市計画区域の名称

築上準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

築上郡築上町大字築城、大字東築城、大字上別府、大字下別府、大字弓の師、大字 船迫、大字安武、大字赤幡、大字広末、大字袈裟丸、大字上深野、大字下深野、大字 上香楽及び大字下香楽の全部並びに大字小山田、大字水原、大字奈古、大字日奈古、 大字山本、大字小原、大字上り松及び大字石堂の各一部

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。 平成20年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量遅すぎた反省(印刷) 666,000部程度

(2) 調達物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 契約締結日から平成21年3月31日 (火) までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部運転免許試験課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成20年4月10日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業種名	等 級
03	01	軽 印 刷	AA、A、B
03	02	活 版 印 刷	AA、A、B
03	04	製本	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再 生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7番 7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所 4の部局とする。
- (3) 提出期間

平成20年3月31日(月)~平成20年4月7日(月)までの県の休日を除く毎日、 午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便 (簡易書留に限る。提出期間内必着) で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

53.3

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等

平成20年3月31日(月)から平成20年4月7日(月)までの県の休日を除く毎日 、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 10 入札書の提出場所及び受領期限
 - (1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年4月10日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。受領期限内必着) で行う。

- 11 開札の場所及び日時
 - (1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成20年4月11日 (金) 午前10時00分

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はそ の代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む 場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 13 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

田

愐

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 15 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
 - (3) その他詳細は入札説明書による。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例 (昭和30年福岡県条例第25号) 第4条第1項の規定に基づき、 福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成20年3月31日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造及び形式		所有	有者	所有者住所	所在地
旧蔵内家 住宅	13棟	大玄関棟	木造平屋建、入母 屋造、銅板葺、建 築面積147㎡ 西面便所及び東面			大字上深野396番地	築上郡築上 町大字上深 野 396、 同 397、同401

	大玄関附属、西面		大字上深野396番地	番地の3
内拉明特	南端門及び塀付 木造平屋建、入母		笛地 築上郡築上町	
心按间保		山路修一郎		
	屋造、桟瓦葺、建築面積110㎡		大字上深野396番地	
主屋	菜面槓 110000 木造二階建、入母	11.05 — 白7	笛地 行橋市宮市町	
土座	不坦—陌廷、八母 屋造、桟瓦葺、建	山岭入一郎	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		山路浩三郎		
	築面積256㎡ 東西玄関及び南西	山岭/古二郎		
	東面玄関及び南面 門附属		松山 2 丁目29 番地21号	
茶室			笛地21万	
尔至	木造平屋建、入母屋造、銅板葺、建			
应能拮	築面積47㎡			
座敷棟	木造平屋建、入母屋造、桟瓦葺、建			
	座垣、栈山耳、建築面積138㎡			
	西面浴室・便所・渡廊下附属、南面			
十广明结	西端門及び塀付			
人丛间保	木造平屋建、入母屋造、桟瓦葺、建			
	座垣、栈山耳、建築面積239㎡			
	乗回傾239111 西面脱衣所・浴室			
	・便所・洗面所附			
	属			
炊事場棟				
从事物体	屋造、桟瓦葺、建			
	葉面積178㎡			
	売面積176111 西面浴室及び便所			
	附属、南面炊事場			
	附属、西面門付			
宝蔵	木造二階建、切妻			
工程	造、桟瓦葺、建築			
	面積116㎡			
貯水槽	煉瓦造、平屋建、			
日にいい	栈瓦葺、建築面積			
	6 m ²			
米倉	木造二階建、東面			
· 1 · / 🖂	半寄棟造、西面切			

愐

築面積87㎡ 木造平屋建、切妻 造、桟瓦葺、建築 面積173㎡ 中門 木造平屋建、入母 屋造、銅板葺、建 築面積 3 ㎡ 木造平屋建、寄棟 便所 造、桟瓦葺、建築 面積 5 ㎡ 敷地 面積7135㎡ 池泉式庭園を含む 附 塀 コンクリート及び 石造、瓦葺 北側折曲り延長 87.5m 東側折曲り延長 54.7m 南側折曲り延長 65.0m 西側折曲り延長 54.3m 総延長261.5m 門柱 南門 1対 煉瓦造 1基 煙突 水汲場 石造 4箇所

古文書の部

名 称	員数	所 有 者
文禄四年筑前国志摩郡御床村検 地帳	1冊	糸島郡志摩町大字御床441番地の 2 鎌田恒雄

考古資料の部

名 称	員数	所 有 者
馬渡・束ヶ浦遺跡墓地群出土品	一括	古賀市 (古賀市立歴史資料館保管)

福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例 (昭和30年福岡県条例第25号) 第29条第1項の規定に基づき、 福岡県指定有形民俗文化財を次のように指定する。

平成20年3月31日

福岡県教育委員会

名 称	員数	所有者
芦屋役者関係資料	23点	芦屋町 (芦屋町歴史民俗資料館保管)

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例 (昭和30年福岡県条例第25号) 第37条第1項の規定に基づき、 福岡県指定天然記念物を次のように指定する。

平成20年3月31日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地	地番
味水御井神社のクロガネモチ	久留米市御井朝妻 1 丁目	1387番地の 9

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例 (昭和30年福岡県条例第25号) 第37条第1項の規定に基づき、 次の表の左欄に掲げる福岡県指定史跡を統合するとともに同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、その名称等についての記載事項を改めて同表右欄に掲げるとおりとする

平成20年3月31日

福岡県教育委員会

左欄	中欄		右 欄	
名 称	名 称	所在地	名 称	所有者
新開村旧隄記碑 旧柳河藩干拓遺跡	新開村旧隄記 碑	みやま市高田町 黒崎開	旧柳河藩干拓遺跡 黒崎堤防	国 (国土交 通省) みや
黒崎堤防	供養碑	"	永治堤防	ま市
永治堤防	立石さん改修	"	矩手水門	

矩手水門	記碑	附水門新築碑	
附 水門新築		新開村旧隄記碑	
碑		附 供養碑	
		立石さん改修	
		記碑	

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例 (昭和30年福岡県条例第25号) 第38条第1項の規定に基づき、次の福岡県指定史跡の指定を一部解除する。

平成20年3月31日

福岡県教育委員会

指定名称	面積	所在地	所有者
新開村旧隄記碑	17.9㎡	みやま市高田町黒崎開 (昭和30年3月5日指定地)	国 (国土交通省) みやま市

公安委員会

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県道路交通法施行細則及び交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則及び交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 福岡県道路交通法施行細則 (昭和47年福岡県公安委員会規則第7号) の一部を 次のように改正する。

第27条の2第1項の表再試験を受けようとする者の区分の欄中「、福岡県豊前警察署及び福岡県北九州水上警察署」を「及び福岡県豊前警察署」に改める。

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第2条 交番等の設置に関する規則 (平成15年福岡県公安委員会規則第8号) の一部を

次のように改正する。

別表第1中福岡県北九州水上警察署の部を削る。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

福岡県警察本部告示第14号

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 3 月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示 (個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第1条 個人情報保護窓口設置規程 (平成18年3月福岡県警察本部告示第16号) の一部 を次のように改正する。

第2条第2項の表中北九州水上警察署個人情報保護窓口の項を削る。

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第2条 情報公開窓口設置規程 (平成14年6月福岡県警察本部告示第30号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中北九州水上警察署情報公開窓口の項を削る。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第130号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣に使用する集魚灯について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合及び委員会が認めた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成20年3月31日

筑前海区漁業調整委員会

会長大内康敬

1 指示の対象

次の(1)もしくは(2)に該当する場合

- (1) 5トン未満の船舶で一本釣を行う場合
- (2) 5トン以上の船舶で一本釣を行う場合 (但し、小型イカ釣り漁業許可を有する船舶は除く。)
- 2 指示の適用海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市沖ノ島、同市大島、福岡 市西区小呂島及び糸島郡志摩町烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内を除いた 海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

- イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点
- ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台
- 3 集魚灯の制限
- (1) 集魚灯に使用する電球の光力は、45キロワット以内とする。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- (2) 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン 灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない(放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計は21個以内)。
- 4 指示期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第131号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。

平成20年3月31日

筑前海区漁業調整委員会 会 長 大内康敬

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の対象区域

次の図に示す垣網の前面及び後面又は両面並びに身網及び箱網の周辺とし、その範囲は、次表の漁業の種類の欄に掲げる区分に従う距離の範囲とする。

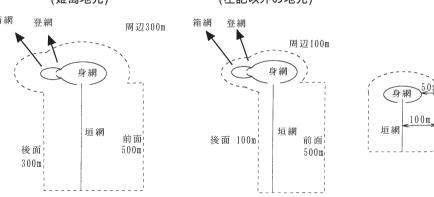
なお、落網とは垣網、身網、登網及び箱網の4部からなるものをいい、糸島郡志摩 町姫島地先の落網とは、姫島漁港から北東500メートルの海面に設置されているもの をいう。

小型定置網の保護区域

落 網 その他の小型定置網

(姫島地先)

(左記以外の地先)



36	る光の種類	指 示 区 域		
漁業の種類		垣	網	身網及び箱網の周辺
落網漁業	糸島郡志摩町姫島 地先	前面500メートル	後面300メートル	300メートル
	上記以外の地先	前面500メートル	後面100メートル	100メートル
その他の小型定置網漁業		両面100.	メートル	50メートル

3 指示の制限

指示対象区域においては、当該漁業によるものを除いて、水産動植物の採捕行為をしてはならない。

総務部行政経営企画課(電話 092-643-3030ューェッ 株式 会社(電話 092-411-8367

層九

577 福岡市博多区東公園7番75 007 福岡市博多区東比恵2丁目9番15

4 指示期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定により、コイ ヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成20年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 指示の内容

次に掲げるコイ (マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。) は、県内の内水面に 放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限り でない。

- (1) 県内外の内水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査 (ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。) を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ
- 2 指示の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成20年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 取組内容

効果的駆除に関する実証試験、漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動 の実施

2 取組期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

定価 一箇月二、三五○円(税込・郵便料別)

平成20年3月31日 月曜日

汨